

○令和8年3月17日（火）

開議 午前10時00分

散会 午後4時54分

○出席委員（15名）

委員長	江川あや
副委員長	皆川ゆきたけ
委員	いしかわまさき
委員	あべなお
委員	小林ゆうき
委員	駒木おさみ
委員	石川まさゆき
委員	まじま隆英

委員	高橋紀博
委員	高木ひろたか
委員	能登谷繁
委員	金谷美奈子
委員	高花えいこ
委員	安田佳正
委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

議長 福居秀雄

○説明員

副市長	梶井正将
経済部長	三宮元樹
経済部次長	小島浩吉志
経済部経済交流課長	住吉俊彦
経済部経済交流課主幹	小松一恵
経済部産業振興課長	後藤哲憲
観光スポーツ部長	菅原稔
観光スポーツ推進施設管理・合宿担当課長	山内善裕
農政部長	林良和
農政部次長	富田康文
農政部次長	杉山利勝
農政部農林整備課長	酒井誠
建築部長	岡田光弘

建築部建築総務課長	柴昌克
建築部建築総務課主幹	紙谷由紀子
土木部長	富岡賢司
土木部雪対策担当部長	高橋正樹
土木部雪対策課長	石持真
土木部用地課長	興村成
土木部土木建設課長	小松潔史
土木部土木建設課主幹	寺門寛紀
土木部公園みどり課長	星孝幸
土木部公園みどり課主幹	和田光矢
土木事業所長	田中治雄
土木事業所主幹	今井謙一
水道事業管理者	佐藤幸輝

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸
議事調査課長補佐	浅海雅俊
議事調査課主査	長谷川香織

議事調査課書記	高橋理恵
議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課会計年度任用職員	河合理子

○江川委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ14名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、安田委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第14号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、議案第16号、議案第22号及び議案第23号の以上4件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高木委員 おはようございます。

後半部分ですが、今回は前半も後半も朝一番からということで、非常に時間を気にせずにやりやすい時間帯で質疑させていただくことに、まず、感謝申し上げたいなと思っています。

そして、私の持ち時間残り96分あります。やはり、自分の持ち時間なので、責任を持って本来は消化しないといけないなと思いながらも、今日、3項目なので、多分、96分は使えないかなと思いますけども、頑張って少しでも自分の持ち時間の消化をしたいと思っています。

ということで、まず初めには、ちょっと余談から入らせていただきたいと思います。

今日は3月17日です。いろいろ、また調べたところ、今日、いなりの日ってということで、いなりずしの日らしいです。何でかなと思ってあれしたら、17日だから、「いいな」ということで、「り」はどこに行ったんだっていうことを突っ込みたくなるんですけども、「いいな」ということで、毎月17日がいなりずしの日ということになっているらしいです。毎月なんです。その日、だから、イオンとかダイイチとか、スーパーに行ったら、ちょっといなりずしが多く並んでいたり、少し安くなったりということもあるみたいですが、そういうふうになっているらしいです。

私、どう見ても標準語なんですけども、大阪、関西の出身で、で、いなりずしというと俵型なんですよね。関西のほうへ行くと、三角なんですよ、いなりずしは。で、おいなりさんって言うんだけど、関西のほうは三角で、こっちのほうは大体もう俵型、で、俵型は言うまでもなく米俵をイメージしているものなんですけども、じゃ、何で三角なんだと、キツネの耳をイメージして、関西のほうでいくと、いなりずしはもう三角になっているらしいです。

そうやって、本当に、それぞれの地域で、文化とか、伝統とか、それぞれいろんなことがあって違いが多くあるんだけど、僕は北海道に来てもう何年たつんだろう、35歳だから、もう26年たちますけども、一番びっくりしたのがたぬきそばなんです。関西でいくと、きつねうどんは油揚げですよね。たぬきそばは、こっちは天ぷらですよね。関西でいくと、たぬきそばは油揚げなんですよ。だから、きつねとたぬきは、どちらも入っているのは油揚げなんです。だから、そば屋さんとかうどん屋さんに入って注文するときは、きつね、ちょうだいと、そしたら、きつねうどんが出る、たぬき、ちょうだいって言っても油揚げのそばが出てくるっていうのがあるんだけど、こっちは、何か知らないけど、天ぷらなんですよね。いや、何でこうなっているんだろうなあとか思いながら、いつも非常に地域の違いを感じながら、26年、旭川で過ごしています。

一番うれしく感じたのは、天かすうどん。僕らは天かすうどんのことをハイカラうどんって言う

んだけど、なか卯に行ったら、はいからうどんなんですよ、メニューでね。だから、あれは、見たときに、あら、はいからうどんって書いてくれているっていうのは何となくうれしくて、まあ、僕は勝手に思っているんだけど、かけうどんに天かすを入れて、いや、何とハイカラなんだっていうことから始まったんじゃないかなと思いつつ、まあ、ハイカラうどんというのが関西で言ううどんになっています。

そういったことも言いながら、もう一個、余談が長過ぎますけども、今日はSDGsの日なんです。ということで、3月17日はSDGsの日っていうふうになっています。言うまでもなく、持続可能な世界をつくっていくよっていうことで、目標が17の目標で、169の達成基準があるということで、今日、SDGsの日になっているらしいです。

何でかなあって、3月17日が何でそうなっているのかなっていきくと、さっき言ったように、17のゴール、目標があるっていうことで17、で、それをみんなでやっていくんだよっていうことで、「みんな」の「み」なのか、3ということで、3月17日がSDGsの日というふうに設定されているらしいです。

いずれにしても、持続可能な、持続可能と言えばサステナブルなんだけど、サステナブルな開発目標としてSDGsがあるよ、17のゴール、169の達成基準に向けて、誰一人取り残さないということを誓いながら、これは、国連サミットで採択された中身なんだけど、今の世界情勢を、中東の問題も含めて見ていると、いやあ、SDGsっていう、あのとき、国連が採択したことももう忘れてるんじゃないかなというような、非常に世界情勢が不安定になっているなあっていうのが、私の中では心配もしながらも、今日はSDGsの日だということで、もう一回その気持ちを取り戻しながら、まず、質問としては、サステナブルデザイン都市について聞いていきたいなというふうに思っております。

余談で原稿をつくっているからね。本当に自分でもびっくりしながら、余談のために原稿をつかったのは初めてですが、取りあえず、本題に入っていきます。

サステナブル、これは、もう、言うまでもなく持続可能なという意味になりますが、今、サステナブルデザイン都市活動費っていうのがあります。直訳すれば、持続可能なデザイン都市ということになると思うんですが、今、サステナブルっていう言葉がCMでもよく聞かれるようになってきましたよね。サステナブルなまちづくりだとか、そういった言葉がよく聞かれるようになってきた。で、3つの柱として、環境、社会、経済をまちづくりの基盤としてバランスの取れたまちづくりをしていくんだという意味だと思うんですが、有名なのかどうかは別として、トヨタの実証都市、ウーブン・シティというのかな、あれが、今、CMでも流れていますが、水素エネルギーや自動運転技術を駆使した未来のまちづくりというコンセプトで今つくっているし、それが、今、人も住んできたのかな、というふうに進んできているというふうに思っています。

本市で言うこのサステナブルデザイン都市とは、さっきも言ったように、持続可能なデザイン都市となりますけれども、デザインが入るだけでどういったイメージなのか、ちょっと頭に浮かばないというか、イメージが湧かない部分があるので、そういった部分も含めて、まず、本事業の目的及び概要、予算額についてお聞かせいただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 本事業につきましては、あさひかわ創造都市推進協議会の理念であります自然・人・文化で育むデザインの森の創出を実現するため、地域の関係団体と連携しながら、

デザインを生かした産業振興や人材育成、市民参加型の取組を推進するための経費として計上しているものであります。

本市は、ユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野に加盟しており、デザインを単なる製品の意匠としてではなく、地域資源や文化、人々の創造性を生かしながら産業振興やまちづくりにつなげ、サステナブルデザイン都市の実現を目指す取組を進めているところであります。具体的には、あさひかわデザインウィークや学生が参加するまちなかキャンパスの支援を通じて、デザインを地域産業や市民生活に生かす取組を進めているところでございます。

令和8年度につきましても、こうしたデザイン都市の取組を通じ、地域産業の付加価値向上や人材育成、市民参加の促進を図りながら、デザインの力を生かした持続可能なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、令和8年度の予算額は2千万円であります。

○高木委員 デザインという言葉の持つ力というか、イメージというか、すごく、何かこう、気持ちたちがわくわくするというか、僕自身はそう思っているんですけども、今の答弁を聞かせていただいても、何かすごいことがこれから旭川の中で起きていくのかなというような気持ちも持ちながら、そういう気持ちになるんだけど、やっぱり、まだ具体的にどういったものになるのかっていうのが、ちょっとイメージが湧かないというのも、正直なところ、あります。

今、答弁の中に、デザインを市民生活に生かす取組を進めていますというような形でありましたけども、具体的にはどういった取組をされているのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 デザインを市民生活に生かす取組の一例を申し上げますと、昨年のあさひかわデザインウィークでのトークイベントでは、砂川市で化粧品ブランド、SHIROを展開する株式会社シロの今井浩恵会長を講師としてお招きし、なぜこの地域で活動するのか、なぜこの素材を使うのか、なぜその価値を大切にするのかなど、なぜという問いから新しい価値やアイデアが生まれていくというデザインの考え方について学ぶ機会となりました。また、SDGsやデザインをテーマに学生が地域の魅力や社会課題を自ら調べ、考え、来場者に伝える展示イベント、まちなかキャンパスでは、旭川農業高校が「地域の味を知ろう」と題して、旭川や北海道の食材を活用し、包装資材も含めて環境や持続可能性に配慮した商品づくりを紹介し、地域資源と環境配慮を結びつけた実践的な学びとなっております。

こうした取組を通じて、学生や市民が地域の課題や可能性に対して自ら問いを立て、対話を重ねながら新しいアイデアを生み出していくこと自体が、デザインの重要なプロセスであることを理解していただく機会となっております。

○高木委員 砂川のシロさんと呼んで、一応、講演なのかな、取組をしたと。僕も、行ったことはないですが、化粧品も使ったことがないんで分かりませんが、ただ単に化粧品メーカーではなく、その地域に根差しながら、そして、様々な活動もしているし、調べたところ、子どもも、大人も、働く人も、くつろぐ人も、ある意味、動物も、誰一人として排除することなくみんなが集える場所にしていこうという思いを込めて、みんなの工場という、ガラス張りでも見やすい、そういうような工場も建てたりとかという意味でいくと、非常にすばらしい企業理念を持った会社だなと。その方々を呼んでいろいろ話を聞いたっていうことだから、本当に多くを学ぶことがあったんじゃないか

なと思います。ある意味、僕もぜひ聞きたかったなというのが正直なところですが、そういった方も呼びながら取組をしているっていうのは、非常に評価というか、価値があるなというふうに思っております。

で、もう一点、先ほどの答弁の中に、デザインを生かした産業振興や人材育成、市民参加型の取組とありました。サステナブルなまちっていうのは、ある意味、テクノロジーだけではなく、そこに住む人のコミュニティのつながりというものがあるって初めて完成していくというふうに僕は思っています。すなわち、隣の人の顔が見える関係性こそが、ある意味、災害とか、そういったときに、高齢化社会の中において、助け合いながら、そういったことが最大の持続可能なまちづくりになっていくんじゃないかなというふうに僕は思っていますが、そういった部分も含めて、本市のデザイン都市としては、どうなのかなと。市民一人一人が主体性を持って関わることを意識することが非常に重要だと思っていますし、その部分がサステナブルデザイン都市に向けての第一歩だというふうに私は思っています。

子どもたちへの取組、市民参加型の取組などをどのように広めていくのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 デザインの取組を推進し、広げていくためには、専門のデザイナーや企業だけではなく、市民一人一人が創造性を発揮し、まちづくりに主体性を持って関わっていくことが重要だと考えております。

本市におきましては、あさひかわデザインウィークをはじめとするデザインイベントの開催を通じ、市民や学生がデザインに触れ、参加できる機会を創出しているところであり、これまでも、小中学校や高校で旭川デザインプロデューサーによる出前授業を実施するなど、取り組んでおりますが、今後につきましても、子どもたちの自由な発想や創造性など、市民のアイデアや表現活動をデザインイベントに取り入れ、市民参加型の取組を広げてまいりたいと考えております。

○高木委員 小中学校や高校への旭川デザインプロデューサーによる出前講座、これは、本当に価値があっていいと思います。子どもたちの自由な発想や想像力を伸ばしていくっていうことにつながりますし、まずは何よりもデザインに興味を持っていただくという部分でいくと、非常にいい取組だというふうに思いますが、ここで言われている旭川デザインプロデューサーっていうのは誰のことを指しているのかなっていうのがちょっと気になったので、その辺の部分について聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 旭川デザインプロデューサーにつきましては、本市のデザイン活動を担う人材育成を目的に、令和2年度から3年間、事業を行い、それぞれの年度で実施した研修プログラムを修了した方々で、現在、約20名が活動しております。

活動内容としては、先ほど答弁した小中学校や高校での出前授業のほか、地域企業の商品開発やブランド力向上に向けた伴走支援、まちづくりに関する企画や助言、あさひかわデザインウィークなどのイベント企画運営など、幅広い分野で活動していただいております。

○高木委員 ちょっと僕も知らなかったんですが、このデザイン活動を担う人材育成を、もう既に、令和2年だったかな、から取り組んでいたっていうのが、その先を見て取り組んでいたっていうことは、非常に敬意を表したいなと思っています。

その部分で学んだ方が20名いて、そういった活動に現在取り組んでいただいているよというこ

とかなと思います。

このデザインを生かした人材育成という観点で次にお聞きしたいんですが、近年、知的障害の方、豊かな感性や大胆な発想というか、そういった部分をデザインに生かしていこうというようなことが、今、全国的に注目されています。有名なところというか、ヘラルボニーという会社がそれに真っ先に手をつけて、今、本当に全世界でヘラルボニーが評価されているというふうな状況にあります。

ヘラルボニーについては、知的障害のある方、作家150人以上と契約している。で、その人たちのアートデータを活用して、服とか、ネクタイとか、財布とか、携帯のカバーとか、そういったものの製造販売、さらに、JALとかLIXILとか、そういった企業とのコラボ、さらには、百貨店というか、そういったところの壁にアートデザインをがーっとしたりとかというふうなものもありますし、行政も、東京の品川区ではヘラルボニーをパートナーとした都市ブランドデザインっていうのを取り組んでいるし、茨城県つくば市では市役所内にヘラルボニーの店舗を構えているといった意味で、非常に、今、そういった知的障害の方のデザイン、アートを活用したことが取り組まれています。

実は、このネクタイもそうなんです。ヘラルボニーのネクタイで、この色使いといい、このアート感覚っていうのが非常にすごいなと思いつつ、これも、うちの妻が、滋賀県大津市であった福祉の何か全国の集まりのときに、お店が来ていて、買ってきてくれたんだけど、本当にそういった知的障害の方とのコラボというか、そういった部分で、福祉とデザインというのが、非常に、僕、重要じゃないかなと思っています。

何よりも、障害のある方が今まで支援される側というようにしか見られていなかった社会構造の中で、やはり、対等なパートナーシップを築いて、さらに、正当なロイヤリティーを支払う仕組みで、福祉のイメージを変えていく、新たな文化を創出していくっていうのが、ヘラルボニーの活動の中で、社会に対しての大きな変革をヘラルボニーは求めているというふうに考えたときに、やはり、誰一人取り残さないとか、そういったそれぞれの発想、大胆な豊かな発想を生かした取組もデザイン都市の旭川にとっては必要ではないのかなあというふうに、僕自身、思っていますし、そういった部分が僕はデザイン都市旭川の次のステップだというふうに思っています。

そういった障害のある方とのコラボとか、連携について、その点の見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 近年、障害のある方の創作活動による作品は、ボーダーレスアートとして社会的にも注目されており、多様な視点や感性が新たな価値を生み出す可能性を持つものと認識しております。

本市といたしましても、デザイン都市の取組の中で様々な立場の方々の創造性が生かされることは重要であると考えており、関係部局や関係団体とも協議しながら、こうした創作活動の連携の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○高木委員 まあ、福祉関係の部局との連携もありますし、いろんな部分でいくと、横のつながりというか、広がっていかないといけませんが、やはり、誰一人取り残さないという部分、そして、誰もが輝けるまちだという部分に向けて、旭川も、今、デザイン都市ですから、そういった部分を次のステップとしてぜひとも取り組んでいただきたいなということを伝えておきたいと思います。

今、デザインと福祉という観点でお話ししましたが、観光とか、食とか、いろんな意味で、これからまだまだ結びついていく分野が多々あるだろうと思っていますし、可能性があるというふうに思っています。

そういった他の分野との融合というか、コラボというか、そういった部分について、どのように進めていくのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 デザインは、産業のみならず、観光や食、教育、福祉など、様々な分野と結びつくことで新たな価値を生み出す可能性を持つものであると認識しております。

本市におきましても、デザインを切り口として地域資源の魅力発信や産業の付加価値向上につながる取組を進めているところであり、先日、あさひかわ創造都市推進協議会の主催で子どもたちを対象とした観光学講座を開催し、デザイン思考で旭川の観光を考えるイベントを実施いたしました。今後につきましても、関係部局や民間事業者と連携しながら分野横断的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○高木委員 ぜひ、様々な分野でのデザインの分野との連携を進めていただきたいと思います。

この項の最後になりますけども、やはり、いろんな意味で、それぞれの分野と結びついて、まち全体がデザインというものに対しての意識も変わっていかないといけないし、デザインというか、アートがあふれるまちっていうのをイメージしただけで、何かわくわくするし、いや、すごいと思うんだけど、それに向けてはまだまだ大変な部分があるだろうし、これからも多くの課題があるというふうに思っています。

今、旭川は、ユネスコ創造都市ネットワークの一員というか、そういった部分で連携費も計上されていますけども、そういった部分の両立っていうか、創造都市として、そして、サステナブルの両立が、今、求められているんじゃないかなと思っています。

アートとデザインという、どう違うのかというのは、ちょっと分かりにくい部分はあるけども、アートとデザインの関係性というのも、これからまた、もっと広めていかないといけないのかなというふうにも思っていますが、いずれにしても、今後、このサステナブルな旭川のデザイン都市に向けて、取組、方向性について最後に聞かせていただきたいと思います。

○三宮経済部長 まず、デザインは、色、物、形だけではなく、デザイン思考など広い概念であることを説明する場面では、よくデザインとアートというのが比較されまして、その違いを説明することがあります。それぞれ、もともとは異なる概念でして、アートは芸術で自己表現、主観的なものであり、多義的、100人いたら100人とも違う感想を持つものというふうに捉えられています。また、デザインは、設計というか、課題を解決する解決策で、客観的な物の見方をして一義的と、100人いたら100人の解決のために何かデザインするというようなもので、もともとは違うものというふうに言われています。

ただ、最近、世の中が多様化、複雑化する中で、こうした概念も垣根がなくなってきて、両方の要素を持つものというのが増えてきております。特に、ユネスコ創造都市ネットワークにおきましても、いろんな分野があります。我々はデザイン都市の分野で取っておりますけども、文学、音楽、映画、クラフトと様々な創造分野が位置づけられておりまして、こうした創造性を都市の持続的な発展につなげていくことがそもそも重要であるというふうに言われています。そうした中

で、アートは人々の自由な発想や表現を生み出す創造性の源泉となるものでありまして、デザインはその創造性を社会や産業、まちづくりの課題解決へとつなげていく役割を担うものというふうに認識をしております。

本市におきましても、デザインをまちづくり全般に広げて活用していくために、こうした考え方を踏まえながら、これまでは旭川家具をはじめとするものづくり産業や地域資源の魅力を高める取組、さらには、市民や学生が参加するデザイン活動などを通じて、創造性を地域の価値向上につなげるような取組をしてきたところでございます。

今後におきましても、デザイン都市としての取組を進める中で、創造性を生かした産業振興や人材育成、市民参加の促進を図りながら、様々な分野と連携しながら持続可能なまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○高木委員 これからの旭川がどういうふうに変わっていくのか。ユネスコ創造都市ネットワークのまちが、幾つか、十何個あるのかな、見ているけど、そうだなあ、ここはデザイン分野だけ、そういえば、まちもそうだよなっていうようなイメージがないんですよね、ほとんどね。選ばれて、分野が決まっているけど。

そういった意味でいくと、旭川が、今、デザイン分野の中のユネスコ創造都市なんで、ああ、やっぱり旭川はデザインの都市だな、選ばれているだけあるなっていうような、そういったまちに向けて大いに期待していますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、この項は終わっていききたいと思います。

そして、建築部のほうに入っていきたいと思います。

住宅改修促進費、住宅雪対策について、昨日、まじま委員のほうからも質疑がされておりましたが、僕もこの関係については本当にずーっといろいろ質疑させていただいています。

一番初めに質疑したのが2018年だったんですよね、ちょっと拾ってみたときに。もう8年前かな、この予算案の分科会で質疑させていただきました。

特に、このときは雪対策のほうを中心にさせてもらって、このときまで対象だったのが融雪施設の修繕、さらには、融雪槽とかロードヒーティングの修繕ですよね。そういった部分の修繕費用とか、あとは、屋根の雪止めとか、雪止めフェンスとか、そういったものも、これまではこの補助の対象だったのに、このときに対象外になったというふうに今でも覚えています。

このときに私のほうから指摘させていただいたのは、やはり、申込みが多い、で、多くて予算をオーバーすることから抽せんになっているということもありまして、特に、この住宅の融雪槽については、生活道路が格段に変わるんです、融雪槽がついてると。

あのときも質問させていただいて、どうですかって聞いたら、補助金を使って融雪槽を建てた人にアンケートした結果、8割方の人から道路の雪もやっていますというような回答をもらっていますと、あのとき、答弁をもらったのは覚えています、そういった部分でいくと、やはり、融雪槽とかをつけると、生活道路が本当に僕は変わっていくというふうに思っている、申込みをした人、建てたい、つけたいんだと思っている人に対しては、補助金が全員に当たるように予算を増やすべきじゃないのかっていうことをこのときに指摘をさせていただきました。

あれからもう何年かたって、直近では2年前もこの質疑をさせていただきました、この分科会でと思いますが、2年前に今の制度に変わったと。で、今、2年がたってきましたが、今回、予算

を見たときに大幅に減っているんですよね、今回の予算。そのこともあったので、ちょっと気になったので、今回、この項目を質疑させていただこうというふうに思いました。

昨日と今日なので、まずは、同じことを聞くかもしれませんが、住宅改修促進費と住宅雪対策費の2事業の概要と本年度との比較をお聞かせいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 住宅改修促進費につきましては、既存住宅の省エネルギー化や適切な維持保全と住環境の向上を図るため、住宅の改修工事に要する費用の一部を補助するもので、令和8年度予算額は2千31万円、このうち、事務費を除く補助金分は1千750万円であります。令和7年度の予算額は3千266万8千円、このうち、補助金分は3千万円でありました。

住宅雪対策費につきましては、住宅敷地内の雪処理に係る負担軽減を図るため、融雪槽などの設置に要する費用の一部を補助するものであり、令和8年度の予算額は2千15万1千円、このうち、事務費を除く補助金分は2千万円であります。令和7年度の予算額は3千14万8千円、このうち、補助金分は3千万円でありました。

○高木委員 雪のほうは1千万円減額になっていて、もう一個のほうは1千万円ちょっと減額になっているということであります。

これまで、住宅改修補助金は、上限5万円の部分と10万円の部分があったと思うんですが、5万円の部分で300件分あった、で、5万円上乗せした省エネの10万円分で150件分がありましたよ、で、補助金としては3千万円、今まではありましたよと。雪のほうは、上限10万円で300件分あったから3千万円だったよ、それが、今回は、住宅改修補助金のほうが3千万円から1千750万円、雪対策は2千万円に減らしましたという部分だと思います。

今回、当初からどちらも減らしたわけですが、その要因は申込数の減であるというふうに思いますが、制度の見直し後、2年分の実績について、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 制度見直し後の実績につきまして申し上げますと、住宅改修補助金は、維持保全分と省エネ分の合計で、令和6年度が427件、令和7年度が279件となっております。雪対策補助金につきましては、令和6年度が306件、令和7年度が178件となっております。

令和8年度の予算編成におきましては、こうした近年の申請実績の減少傾向を踏まえるとともに、全体の財源配分が大変厳しい中で制度の継続を最優先に考え、住宅改修補助金は、省エネ分50件、維持保全分250件の合わせて300件分、雪対策補助金は200件分の枠を確保したものでございます。

○高木委員 今聞いたところ、半減とは言わないけども、3分の1は減っているのかなというふうに思います。

以前は、冒頭でも言ったけども、申込みが多くて抽せんだったのが、今はもう、逆に言うと予算が余ってしまっている状況で、今回、省エネ部分で100件減らして、維持保全で50件減らした、雪のほうも100件減らしたということで、非常に申込みが少なくなっているのかなというふうに思いますが、この減少した要因はいろいろ考えられるだろうというふうに思います。

で、申請の受付という部分がどのような形で行われてきたのかなと。それが要因とは思いますが、来年度、それはどこか変更する点があるのかどうかについて確認させていただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹 申請受付の方法は、オンライン、郵送、窓口の3種類の方法で行っており、受付期間は、各補助金の受付期間が重ならないように、令和6年度、令和7年度ともに、住宅改修補助金は、4月下旬または5月上旬頃に受付を開始しまして、約30日間の5月下旬または6月上旬までとしましたが、予算額に達しませんでしたので、さらに30日以上の特長期間を設けて受付をしました。雪対策補助金は、7月中旬に受付を開始し、約30日間の8月上旬までとしましたが、令和7年度は予算額に達しませんでしたので、さらに30日以上の特長期間を設けて受付をしました。

こうしたことから、令和8年度につきましては、申請状況に応じて特長期間を加算する方法を見直しまして、いずれの補助金も終了期間を長めの約40日間として受付期間を設定する予定でございます。

○高木委員 期間については、これまでは、締め切った後、さらに延長してきた、30日延長したのかな、ということでありましたけども、今回は初めから40日ということになった。まあ、多分、延長すると思うんだけど、今まで1か月間の30日の受付期間があつて、そして、締め切ってもまだ予算があつて、いっていなかったから、30日延長したってことは、約60日なんですよ。今回は、初めから40日にちょっと増やしましたということ、ここでもいかなかったらまた延長するのだろうなと僕は思うんだけど、ここで締め切っちゃうのかなっていうのが、ちょっと、その辺は、極端に言ったら、去年は60日あったのが、今回、40日で終わるんですかっていう部分、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 申請の日数、40日間に設定をしております。これにつきましては、これまで30日間受付をし、予算に達しない場合は、さらに30日間延長して約2か月間受付をしてきたというところなんですけど、ほぼほぼ当初の30日間で申請をされていて、後半、伸ばした30日間はあまり来ないという実態があります。ただし、最後の1週間に集中して来るというような実態もあります。

で、この補助金、住宅改修補助金もそうですが、契約後の申請を可能としています、令和6年度からですね。申請をする際に、御本人が持ってくるのではなく、事業者が代行して持ってきます。複数の契約された申請書を一遍に持ってくるというようなこともありますので、事業者さんの都合によって後半になっている部分はあろうかと思いますが、後半に申請をすることで、工事が間に合わず、補助金が当たらなかったというような事例も見受けられるので、8年度については、トライアルになりますけども、一旦40日で切ろうと思います。ただし、あまりにも少ないようであれば、そのときの状況を見ながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○高木委員 確かに、何ぼでも先に延ばすんだって分かっていたら、申込みもどんどん、どんどんずれていっちゃうことがあるんで、切るときはぶつと切るというのも大事だし、今あったように、あまりにも予算があれだということであれば、再度延長するということも含めてだということなので、それはその対応でいいかというふうに思います。

いずれにしても、大体、個人で持っていく人は少ないですよ。それぞれ業者さんが持っているがあるので、しょっちゅう市役所に来るよりは、まとめて持ってきたほうがいいっていうのも分からんでもないかなというふうに思っています。

これだけ申込みが減っている要因はほかにもあるというふうには思っていますが、市としては、

どのような要因があると考えているのか、その点、聞かせていただきたいと思います。

○柴建築部建築総務課長 申請数の減少につきましては、降雪量の変化、それから気温の変化等々があるかと思っていますし、除雪体制が変わってきているということも一因としてあるのかなと思います。やはり、物価高騰、それから工事費の上昇というものが申請減の要因の大きなものであろうというふうには考えております。

○高木委員 私もそう思います。物価高、物価が高いという今の現状の中で、何もかも高くなっているし、その状況の中で大きなお金がかかる住宅の改修とか雪対策について、まあ、もうちょっと見送るか、もうちょっと先にするかっていうのが、大体、多いというふうには思っています。そういった部分も大きな要因なのかなというふうに思います。

住宅改修促進と雪対策ということで、2つあるんですが、昨日、まじま委員からも住宅改修促進について質疑がありました。

私は、この住宅改修促進については、いつも、この間、質疑するときに言ってきたのが、個人が持っている家だから、個人の財産であり個人の資産であるのに、その個人の資産、財産に市が補助金を出して資産価値を上げるっていうのはちょっとおかしいんじゃないのって、ずっと、僕、言ってきた経緯があります。

というのも、さきの冒頭で言った、一番初めの2018年に質疑させていただいたときに、雪止めフェンスとか屋根の雪止めとか、改修、特に、融雪槽とかロードヒーティングの改修が対象だったのが、対象から外しましたっていうときの理由が、国の交付金の活用に当たって北海道と協議をした結果、融雪施設の修繕や改良については所有者が行うべき維持保全の範疇ですという理由だったんですね。だから、僕は、ある意味、住宅改修という部分は、それはもう所有者が行うべきであって、そこに市が出すっていうのはちょっといかなものかっていうことは、ずっと、この間、言っているのがあります。

ただ、補助金の目的に、中小企業というか、業者さんの支援という部分、ちょっとでも補助金が出るからということで、自分らの仕事を活性化していくっていう、そういった部分の目的があるということであれば、そこは、理解は僕もしているところですが、そういった部分、市民の税金ですから、使い方についてはちょっとどうなのかなっていうのを質問してきました。

今回は、住宅雪対策のほうは、逆に、冒頭にも言ったように、やっぱり、冬、半年間以上、雪に埋もれる中で、道路の雪も処理していただくっていうことは非常に大きな冬道の安心、安全につながるよという部分でいくと、一件でも多くの融雪槽を設置していただく、その目的の中で補助金を出すんだっていう部分は、どんどん進めるべきだなというふうに思っています。

ただ、しかしながら、今、物価高で、100万円以内で大体建てられたかな、融雪槽をつけられた、大体、大きいやつでも100万円ぐらいでつけられたものが、今はもう150万円ぐらいかかるのかなっていう状況になっていて、それで、補助金は10万円のまなんですね。そうなる、やはり、今の物価高だと、150万円かかるうちの10万円でもあればっていうんだけど、やはりちょっと補助金が少ないので、なかなか手が出ないというのも現実かなというふうに思っています。

この設置費用について、今、10万円という部分について、増やすというのも一つの方法だと思うんだけど、その点の見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○柴建策部建築総務課長 まず、補助金の正当性というところでの指摘がありました。

住宅改修補助金、それから雪対策補助金、加えて地域材への補助金、全て受益者は個人であります。補助金の正当性につきましては、政策の目的に公益性があるか、ないかということであろうというふうに我々は考えて事業展開をしております。

住宅改修につきましては、将来の空き家予防ですとか、良質な住宅ストック形成、雪対策につきましては、今、委員からありましたように、道路も含めた除雪をしていただくというようなことでの公益性というような部分があるかと思っております。その上で、雪対策補助金につきましては、雪処理の負担を軽減するとともに、安全な生活環境を確保していただくということを目的に実施してきたもので、これまで一定の役割を果たしてきたんであろうというふうに認識をしております。

また、近年は、物価高騰の影響などにより、工事費の上昇、それから人件費の上昇などもありますので、今言われたとおり、150万円、200万円というのはあまり見ませんが、100万円から150万円ぐらいの設置費用がかかるということで、導入を検討される方にとっては非常に大きな負担になっているものというふうに考えております。また、敷地の条件、それから、維持管理の負担なども要因としてあるのかなというふうに考えております。

住宅改修も含めてですが、補助金の増額という部分につきましては、昨日のまじま委員の質疑の中でもお答えしましたが、配分された財源の中でどのように手当てをするかということを考えなければならぬので、令和8年度の予算については、実績を基に、何とかその分は確保するというようなことで、持続可能な制度設計、制度運用をしていこうということで今回の予算提案になっておりますので、今後も、申請状況ですとか、社会情勢、それから物価の上昇などを注視しながら適切な制度運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高木委員 限られた予算の中で、非常に厳しいというのは分かります。

さっきも言ったように、設置をしたいけども、なかなか設置ができないという今の物価高の範疇の中で、何らかの方法がないのかなあというふうにちょっと考えたときに、例えば、物価高対策ということで国の交付金等とかが入ってくるときがありますけども、それを活用して、例えば、1年間、2年間、そういった時限的に補助金を20万円なり、30万円出しますよっていう、ちょっと、ちゅうちょしている人たちにもう一歩背中を押すっていう部分でいくと、そういった活用をして、これもずっとになると予算が非常に大変なんで、そういった方法もあるんじゃないのかなあというふうにも一つ思うんですが、その点、もし、その辺の見解があれば聞かせていただきたいなと思います。

○岡田建築部長 住宅雪対策補助金につきましては、これまで、長年にわたり、市民の皆様の雪処理に係る負担の軽減を図るとともに、冬期間の住環境の向上に一定の役割を果たしてきたものと認識しております。

これまでの委員のお話の中でも、道路の除雪が、設置されている周辺についてはきれいになってきているということもございます。

あと、私の住んでいる町内の方から聞いた話でも、そこでも補助金を使って設置したという話を聞いていて、そこには高校生のお子さんがいて、隣には、自分のおじいちゃん、おばあちゃんではないんですけども、90歳を超えた夫婦世帯が住んでいる住宅があって、その家の雪も融雪槽が

ついたから自分が除雪するんだといって除雪をしてくれているといったことで、地域のコミュニティーの向上を図るところも、全ての案件ではないとは思いますが、そういったこともあるということで、住環境の向上に一役買っているものと考えております。

一方で、近年におきましては、委員の御指摘のとおり、工事費の上昇などの影響もありまして、申請状況についても変化が見られているというところではございますけれども、こうした状況も踏まえながら、今後につきましては、利用実績ですとか、あるいは、設置状況の推移、工事費の動向、あるいは、その利用実態といったことも注視しながら、市民の雪処理負担の軽減に資する制度として適切な制度運用となりますように、財政状況も勘案しつつ、制度の運用や今後の在り方について研究してまいります。

○高木委員 今回、土木部に質問はしないんですけども、例えば、雪の関係で、公園にママさんダンブで持っていくのはオーケーだよと。その雪っていうのは道路の雪なんだよね。だから、いつも思うんだけど、みんな家に置くところがないから、その雪をどうしようかって悩んでいるのに、公園に自分の家の敷地内の雪を持っていったら駄目なんですよ。公園に持っていけるのは道路の雪なんですということになると、何で道路の雪をわざわざ持っていくんだっていう、自分が持っていないといけないんだというふうになるんだけど、やはり、根本的に、今の除雪というか、考え方はもうそろそろ僕も変えていかないといけない時期に来ているんじゃないかなというふうには思っています。

で、一昔前は、融雪槽は融資だったんですよ。お金を貸しますからつけてくださいというのがあって、それが補助金に変わって、今、補助金10万円のままで、何年か前も質問して言ったんだけど、やはり、除雪費に35億円、36億円、37億円っていうお金をかけて、雪の処理でそのお金は消えちゃうんだけど、そのうちの1億円でもいいから融雪槽をつけるための補助金のほうに回してもらえれば、モデル地域でもいいからつくって、その地域に、特に融雪槽をいっぱいつけてもらえれば、どれだけその生活道路がきれいなのかとか、そういったようなことを試行的にやってみるべきじゃないのっていうようなことも言わせてもらったことがあります。

いずれにしても、今、この冬もいろいろ変わってきましたよね。1月、2月にもプラス気温になったりとか、雨が降ったりとか、いろいろ天候も変わってきている中で、この住宅のものについては、根本的にもうそろそろいろんな意味で見直す時期に来ているのかなっていうのも思っています。

そういったことで、市民の皆さんが、これを利用して、住宅改修に使ったりとか、融雪槽の関係をつけたりとかというふうにご利用している部分があるので、しかしながら、そろそろ大きく見直す時期にも来ているので、市民にとってよりよい制度になるようにちょっと検討していただいて、今後、そういった部分をお願いして、この項については終わっていきたいというふうに思います。

この項は終わります。

そして、最後になります。

農政部にお聞きをしたいと思います。

新規就農確保・育成対策費についてであります。

本当に、この間、新規就農という部分を増やしていくんだということで、支援を、様々な取組を展開してきているというふうに思っています。今回、予算を見たときに相当増えているなというふ

うには思ったので、ある意味、これまでとは違う、一味も二味も違うような事業を展開するのかなというふうに感じた部分もありますし、市政方針でも、新規就農者の確保のために道内トップクラスの新規就農奨励金を創設すると市長の発言がありましたので、そういったこともあって、ちょっと今日はお聞きしていきたいなというふうに考えています。

まず、事業の概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○富田農政部次長 新規就農確保・育成対策費についてでございます。

本事業は、農作業体験の実施や就農相談会への参加等によりまして就農希望者を確保するとともに、地域と行政が一体となり、新規就農者の受入れから経営安定化まで一貫した支援を行いまして、地域農業を牽引する競争力の高い経営体を育成することを目的としているところでございます。

令和8年度の事業概要でございますが、本市独自の支援といたしまして、就農前の研修期間は、農業研修生の受入れを行った指導農家に対する指導謝金、農業研修生に対する住宅費の助成を行います。また、就農後の支援といたしましては、令和8年度から、新たに、本市での農業研修を修了し、新規就農する者に対しまして新規就農奨励金を新設いたします。その他、就農後4年目以降に、規模拡大等に対する補助など、就農希望者の受入れから就農時、また、その後の経営発展までの各段階に応じた支援を行ってまいります。その他、国が主体の支援事業であります新規就農者育成総合対策事業を本事業において実施することといたしております。

○高木委員 今、市の独自の支援として、それぞれ何年目、何年目ということで説明をいただきました。これについては、後ほど、資料もいただいているので、そちらのほうでまた詳しく聞いていきたいなというふうに思いますが、まず、ここでちょっと確認したいのは、今、答弁の中にあった、国の支援事業である新規就農者育成総合対策事業を本事業として実施していきますというようなことがありましたけども、この新規就農者育成総合対策事業の概要について聞かせていただきたいというのと、その事業について、どう変わっていくのか、拡充していくのか、それがあれば、その辺についても併せてお聞かせいただきたいと思います。

○富田農政部次長 国のメニューであります新規就農者育成総合対策事業の事業概要でございますが、新規就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着及び経営発展を図ることを目的とし、経営開始から3年目まで、単身者には年165万円、夫婦で経営される場合には1.5倍の年247万5千円を交付する経営開始資金、経営開始時の機械、施設等の導入に係る経費について、対象事業費上限500万円のうち、2分の1を国が、4分の1を道が支援する経営発展支援事業を行うものでございます。

事業展開についてでございますが、令和7年度までは、新規就農確保・育成対策費において本市独自の支援を実施し、国が主体の支援事業を新規就農者育成総合対策費で実施しておりましたが、目的を同じくしておりますことから、令和8年度からは、事業を統合いたしまして、より効率的に新規就農者の支援を行うこととすることでございます。

具体的には、経営発展支援事業における市独自の支援を拡充いたしまして、新規就農奨励金を新設いたしました。これは、本市で農業研修を修了し、令和8年4月1日以降に独立、自営した者に対しまして、農業経営開始直後に必要な初期費用見合い分といたしまして、経営開始初年度に限りまして、単身者の場合は200万円、夫婦で経営する場合には300万円を定額で交付するもので

ございます。また、交付の時期につきましては、経営発展支援事業は事業費が確定いたしまして交付されるのが年度末でございますけれども、新規就農奨励金におきましてはこの定額部分を年度当初の交付を予定してございまして、営農開始直後の費用負担を軽減する制度としたいと思っております。

これら市独自の支援策に国と道の支援策を合わせまして、令和8年度の新規就農確保・育成対策費の予算額につきましては2千871万6千円となっているところでございます。

○高木委員 これまで別に実施していた国の新規就農者育成総合対策事業が、今回は、来年度、令和8年度からは市のほうに組み込んでやるから予算が2千871万6千円に増えた、市の予算が。冒頭に、今回、市の予算がすごく増えたのでっていう部分は、今まで国がやっていた部分を市のほうでやることになったので、予算的に増えたということなのかなというふうには思います。

そして、今回、資料をいただいています。今、一生懸命、答弁いただいた部分は、表になっている新規就農に係る事業の一本化についてという資料を見ると一目瞭然になるというふうに思います。

ここで、令和7年度の事業区分と8年度の事業区分ということで分けて書いていただいています。この真ん中のところにある国の新規就農者育成総合対策費のうち、経営開始資金、経営開始資金推進事業、経営発展支援事業、これが、ぽこっと、右側の新規就農確保・育成対策費の中に移管したよ、そして、経営発展支援事業（市追加支援分）については今回新設する新規就農奨励金のほうに拡充してなったよ、そして、世代交代円滑化事業については担い手確保・育成バックアップ対策費のほうへ移管したよという形で、この表を見れば分かりやすいなと思って資料をいただきました。

これを見たときに、今の部分以外のところでちょっと気になった点が、令和7年度の上の事業区分の中の新規就農確保・育成対策費（市）という部分の中に令和7年度で終了というのが3個あるんですね。新規就農者営農開始補助金、新規就農者農地等賃借料補助金、農業研修施設整備推進事業補助金、この3つがR7で終了って書いてあるんだけど、この点についてはどういう中身なのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○富田農政部次長 令和7年度で終了いたしますこの3つの事業でございますけれども、新規就農者営農開始補助金と、あと、新規就農者農地等賃借料補助金につきましては、令和3年度までに就農した方への5年間の補助事業であったために令和7年度をもって終了としているところでございます。

次に、農業研修施設整備推進事業補助金についてでございますけれども、こちらは、研修期間中に就農予定地に農協等が農業研修用として整備するビニールハウス等の購入を助成する制度でありましたが、1年前に就農予定地が決まっていることが必要でありましたことから、実際に活用できるケースが少なく、この見直しを図って終了としたところでございます。

○高木委員 新規就農者営農開始補助金と新規就農者農地等賃借料補助金は、令和3年度から5年間の補助事業なので、これはもう7年度で終了することになっていたよ、そして、もう一個のほうは、研修用のビニールハウス等の購入費の助成だけでも、就農予定地が決まっていなくて、なかなか活用する人がいなかったんで、終了するよということだったかなと思います。

もう一点、資料をいただいています。令和8年度新規就農確保・育成対策費の概要というやつ

で、これも、見ると一番分かりやすいなと思っていて、それぞれの年数でこういった補助金があるのかが一覧になっています。

これを見たときに、就農相談～体験は、こういう体験をしながら、次の農業研修に入ったときの研修1年目から2年目っていう部分について、補助金がここに書いてあるんだけど、いずれにしても、この2年間の生活が一番厳しいなあというふうに思います。この農業研修の段階、そして、就農1年目から3年目、4年目から10年目ということで、それぞれ支援体制が書かれています。その点についてちょっと説明いただきたいなと思います。

○富田農政部長 研修生への支援についてでございます。

研修期間中の2年間は、国の支援として就農準備資金が年165万円交付されます。その他、市独自の支援策といたしまして、家賃の2分の1、上限月額2万5千円を補助する農業研修生住宅費助成事業補助金がございます。

研修期間の2年間は、正社員として就労することができません。就農に向けた資金を十分に確保することは困難な状況となつてございますけれども、研修生の方々は、冬期間にアルバイトするなどして日々の生活費や就農に向けた資金を確保しているところでございます。また、就農時におきましては、先ほど御説明いたしました新規就農奨励金と経営発展支援事業、また経営開始資金がございます。就農から営農を確立するまでには、その個人によりまして年数は異なりますが、少なくとも3年程度は必要であり、その間、経営開始資金が交付されることとなっているところでございます。そして、4年目以降におきましては、自身の営農による農業所得で生活していくこととなりますが、さらなる経営発展を目指す農業者に対しましては、市独自の支援策として新規就農者の飛躍を後押しする補助金がございます。こちらは、経営発展に向けた取組に係る事業費の50%、累計で300万円を補助するものでございまして、就農4年目以降、10年目までの一定要件を満たした新規就農者に対する支援となっているところでございます。

このように、各段階で必要な支援を行うことで、地域農業を牽引するような競争力の高い経営体を育成する制度としているところでございます。

○高木委員 今、説明を聞いても、やはり、農業研修の2年間が一番厳しいのかな、アルバイトとかということも含めてしていかないとなかなか難しい部分があるし、次の就農に向けた準備資金もためないといけないというので非常に厳しいのかなと思いますが、いずれにしても、就農相談から13年間、手厚い支援を考えているというか、支援をしていくということで、非常に、その辺は新規就農を考えている人にとっては大きな支援かなと思います。

そして、もう一個は、資料、僕だけいただいたんだけど、新規就農支援ガイドというパンフレット、なかなかいい紙であります。こここのところに全道トップクラスの新規就農者数と書いてあるんだけど、これまで、全道トップクラスって書いているぐらいだから、どれだけの実績があったのか、そして、併せてどんな課題があるのかも聞かせていただきたいなと思います。

○富田農政部長 新規就農者につきましては、毎年1から2名程度、継続して受入れしているところでございまして、令和7年度までの過去10年間では20名の就農となつてございます。これまでの取組により、本市では、過去に就農された方が現在は地域の中心的な役割を果たすなど、新規就農を目指していた研修生が今では指導農家になるといった事例も生まれてきており、本市の取組が一定の成果につながっているものと考えているところでございます。

農業分野におきましては、今後とも、就農者の高齢化や後継者不足によりまして農業従事者の減少が続くことが予想される中、新たに農外から農業を始める新規就農者の確保と定着というものの重要性はますます高まっていくものと考えているところでございます。しかしながら、農外から就農するためには、農地の確保や営農技術の習得に加えまして、設備投資や運転資金など多額の初期費用が必要となりますけれども、研修期間中の２年間は、研修に専念するため、正社員として就労することができず、就農に向けた資金を十分に確保することが困難な状況にあるものとも考えてございます。

このことから、新規就農者の初期費用の負担を軽減し、経営を早期に安定化させることを目的に、今回、新たな奨励金を創設するところでございます。

○高木委員 過去１０年で毎年１名か２名程度かな、計２０名、今、新規就農の実績がありますということでした。

この２０名が多いのかどうかは、ちょっと、何とも僕は分かりませんが、いろいろ話を聞いていると、新規就農のために農地が必要なんですよ。あまり長い間、耕作放棄地だった場所はすぐに使えないという部分もあるだろうから、そういった部分でいくと、やはり、たくさんの方がもし新規就農したいと言っても、農地の確保が非常に簡単ではないんだなということていくと、１名から２名、これ２０名だから、３名のときもあったと思うんだけど、そういった部分は、一番手頃じゃないけど、一番いい人数なのかなということで、そういった意味で２０名だというふうに受け止めたなと思っております。

課題として、やっぱり、今、答弁もあったように、２年間の生活、その２年間の間に就農のための資金もためないといけないということになると、生活的には非常に厳しいんだろうというふうに思いますが、今回のこの奨励金ですか、奨励金になる前は、年度末に支払われたのかな、４月じゃなくて３月だよ。それを、今回、奨励金にして年度当初に交付するということですから、これは、ある意味、助かりますよね。１年たったときにもらうよりは、使ってくださいといって早くくれるというのは、一番、これは大いに助かるんだろうなというふうに思っています。

ただ、ちょっと気になったのは、これ、２年目以降とか、就農１年目から３年目とか、家賃補助だとか、いろいろあるんだけど、家賃補助は研修のときかな、とか、いろいろ補助金があるんだけど、これ、離農という言い方はちょっとまだ早いかもしれないけど、やっぱり就農をやめますと言った段階で、返還っていうのはどういう対応になっているのかなあと。もらって、いや、もうやめますと言われて、返さなくていいという問題でもないときもあるだろうから、その辺について、どうなっているのか、聞かせていただきたいと思います。

○富田農政部次長 就農をやめられた場合の補助金の返還についてでございます。

それぞれの制度によりまして要件は異なっているところでございますが、国の経営開始資金につきましては、それを３年間受給した場合には、受給終了から３年間、営農を続けることが必要でございます。それが続かなかった場合、その期間分が返還の対象となるものでございます。また、本市独自の補助金でございます研修生住宅費補助金や飛躍を後押しする補助金につきましては、補助事業者の都合により研修または営農を中止した場合に返還ということになるものでございます。

新たに創設いたします新規就農奨励金につきましては、国の経営開始資金と合わせた要件設定を現在考えているところでございます。

○高木委員 例えば、住宅費補助金は営農を中止したときに返還ということだけでも、住宅費補助金だから、家賃の補助ですよね。これって、住宅費補助金の支給方法というか、交付方法は毎月なのか、それとも、1年まとめてなのか、ちょっとその辺を教えてほしいなと思います。

○富田農政部次長 研修生の住宅費補助金でございます。

こちらにつきましては、申請を年度当初、4月にさせていただきます、通常の場合ですね。これに對しまして、実際の補助金の交付の時期につきましては、翌年の3月、年度末に1年間の支払った金額、トータルの部分を精算する形で交付しているところでございます。

あと、ちなみに、ほかの補助金の申請時期等につきまして、経営開始資金、国の補助金、こちらのほうは、通常、年度当初の4月1日に申請いたしまして、年の途中の9月に1年分が交付される形になっております。

○高木委員 どっちにしても、もらった後、やめて、その先の分までもらっている部分、家賃とかは返還する対象になるのかなと思いますし、ここで言われている経営開始資金は、3年間給付したら3年間営農しなくてはいけない、だから、3年間もらったら3年間は絶対農業を続けなさいといけない、途中で、2年目でやめたら1年分は返還しなさいよということで、6年、農業を頑張ったら返還からは外れるよという意味合いになるのかなあというふうに思います。それに合わせて、新規就農奨励金も、今、考えていますよという意味かなというふうに思います。

就農は頑張っていていただきたいなというふうには思いますが、で、もう一点の担い手確保・育成バックアップ対策費があるんですが、こっちも予算がちょっと充実されているんですけども、事業の概要と今回のこの新規就農確保・育成対策費との関わり、線引きっていうのはどうなっているのか、ちょっとその辺も聞かせていただきたいと思います。

○富田農政部次長 担い手確保・育成バックアップ対策費についてでございますが、この事業は、地域の農業技術力の底上げや農業青年、また農業女性への支援を行っているものでございまして、後継者や若手農業者の新たな担い手の育成を図るとともに、生産現場において不足する労働力の確保に向けた様々な方面からの対策を進めることによりまして、産地の競争力の向上を目的とする事業となっております。

この事業では、先代からの経営基盤を引き継ぐことを前提に就農された農業後継者に対する支援を行っておりますことから、令和7年度新規就農者育成総合対策費、国の事業でございまして、こちらで実施した補助事業のうち、スムーズな経営継承・発展を支援するための補助金でございました世代交代円滑化事業というものがございましたが、こちらにつきまして、令和8年度はこの事業におきまして予算額を計上しているところでもございます。

一方、新規就農確保・育成対策費でございますけれども、こちらは農外から就農を目指す就農希望者に対しての位置づけとなっております。こちらのほうでは、就農前から地域と行政が一体となって新規参入される就農者を支援しているといった部分で区別させていただいているところでございます。

新規参入者、また農業後継者、それぞれの課題やニーズに応じた細やかな対応に取り組みまして、本市の基幹産業でございます農業を今後とも持続的に維持、発展させてまいりたいと考えているところでございます。

○高木委員 担い手確保・育成バックアップ対策費は、今、営農している基盤を引き継ぐ後継者と

いった部分について支援するもので、先ほどの新規就農確保は、新規就農の方の部分なんで、そこで、一旦、位置づけが違うんだと。で、今、後継者不足も非常に大きな課題になっていますが、しかしながら、1人のというか、営農の大きさが大きくなって大規模化しているから、それほど耕作放棄地は増えてはいないのかなとは思っただけども、いずれにしても、やはり農業は大事ですので、そういった部分でいくと、このバックアップ対策費についても非常に充実させていかないといけないかなというふうに思っております。

最後になるんですが、2026年度の農政部の予算を見たときに、全体を見たときに、何となく、少しずつ増えているんじゃないかなっていうふうには僕は思っています。それはすごくいいことで、やはり、本市は基幹産業が農業ですから、そういった部分に力を入れていかないといけないし、今の世界情勢を見ていると、石油が今こんな状況になっていますが、これ、本当に、日本の食料自給率が低いのに、もっと国内の農業を発展させていかないと、これ、もう輸入ができなくなったら、もう食べるものがなくなるからねっていうことをいつも思うんだけど、なかなか、農業っていう、農政の部分への予算に、国のほうがあんまり力を入れていかないというのが、非常にずーと僕の中で不満であるんですが、そういった部分からいくと、やはり、本市もこの農業のこれからの振興が非常に重要な課題だというふうに、僕は思っています。

代表質問では、植物工場の話もさせていただきました。今の異常気象を見たときに、いつまで、農業って、ちゃんとした収穫が得られるのかなというようなことを考えたときに、よく、未来の映画で、建物の中で、何か青とか緑の電気の中で野菜ができていたりとか、そういった映画を見ると、そういった時代が本当に何年か先には来るんだと思うんだけど、そのための、少しずつそんな挑戦もあってもいいんじゃないかなっていうのは、僕、個人的には、先ほど言った、今の食料状況を考えたときに、そういったことにちょっと挑戦していくのも一つじゃないかなあと。難しいのは分かっているんだけど、そういった意味も含めて代表質問で言わせていただいたんですが、いずれにしても、本市の農業をこれからどういうふう to 発展させていくのか、そのための課題とか今後の方向性という部分について、最後、お聞きをさせていただいて、持ち時間約10分、15分ぐらい無駄にしちゃいましたけども、私の質疑は終わっていきたいと思います。

○林農政部長 本市の農業振興ということで、御質問、様々ないただきました。

これまでもいろんな場面で御答弁させていただきましたし、代表質問で市長のほうからもお話ししていますけれども、やはり、基幹産業としてどうやって維持していくかと。今、気候変動だとか、物価高の話もありましたし、いろんな国の政策もかなり変わりつつあったりとか、そういった本当に変化の激しい時期にあると思います。そういった中で、やっぱり、そういった要素に左右されない、本当に力強い農業振興っていうのが何よりも大事だというふうに私自身も思っているところです。

そういった中では、やっぱり、何はなくても生産振興、ここに行き着くんだろうなというふうに思います。その中に、今回取り上げていただきました担い手の確保ですとか、それから、農業土木になりますけれども、大区画化による効率化、優良農地の確保、そこには、スマート農業ですとか、ICT活用、省力化技術の導入、こういったことがいろいろ入ってくるかと思っています。こういった生産振興っていうのがやっぱり最も大事であって、これは、我々としても生産者に寄り添いながらしっかりと対応していくという内容になるかと思っています。

もう一つ、少し違う目線ですけれども、市としては、やっぱり、産地競争力を上げていかなければならないと。基幹産業であるからやっぱりほかの地域に負けないような良質の食材を確保していく、これが一つ、食料基地の一翼を担うという意味でも有効なんだろうと思います。

こういったことを踏まえまして、ですけれども、課題としては非常にたくさんあるんだろうなというふうに思っております。

特に、お話があった担い手の確保というのは、どの産業も同じだと思いますけれども、これから担い手が増えていくっていうことはほとんどないのかなというふうには、正直、思っています。なので、担い手が不足していてもしっかりと農業振興に資する取組をしていかなければならない、ここが一番大事だろうと思っています。

日頃、隣の榊井副市長とも話をしているんですけど、今、政策目標として担い手の確保っていうのがあるけども、これは、もうそろそろ、委員のお話にもありましたけど、耕作放棄地をいかにして増やさないかといったところを目標にしていくほうにかじを切っていく必要があるんでないかみたいな話をよくしていたりします。そういった状況も踏まえて、令和8年度の予算については、派手さはないけれども、将来を見据えた足場を固める予算というふうに私たちは考えているところであります。大区画化も長期にわたる事業ですから、そういったことからいうと、当面はこんな方向になるのかなとは思っています。

しかしながら、やっぱり、今お話にもあったように、気象がどんどん変わっていったって、本当に取れるものも取れなくなってきてみたいなことが出てくると、本当に全く違った農業の形になるかもしれないというふうに、それも感じてはいます。

ですので、担い手の確保をしなくてもいい、耕作放棄地を出さない、その先には、ひょっとすると、委員がおっしゃるような植物工場ですとか、そういったことも必要に応じて出てくる可能性はあると思っています。そこは、生産者が、今、自分たちで取り組むっていうのはなかなか難しいと思いますんで、しっかりと行政が対応する必要はあるかなと思っています。農業センターのほうでは、今、環境制御装置の予算もありますけれども、養液のナス栽培ですとか、こういったことはしっかりと対応してしまして、本当に、職員との話では、先ほどの話じゃないですけども、将来的には、もう耕作放棄地とか、そういう話ではなくて、まちの真ん中の空きビルを使ってそこで栽培したりとかっていうのもあるよねみたいな話も実際にしていますので、今のところ、事業としてはっきりと形にできないので、こういう表現になっていますけれども、近い将来はそんなこともしっかりアンテナを張りながら対応できるような心積もりで今後の農業振興に努めてまいりたい、そのように考えております。

○高木委員 どっちにしても、僕は、国が本腰を入れて農業に力を入れていかないといけない、予算をつけていかないといけないというふうに思っています。

そういった部分を、今、副市長がうなずいてくれたんで、最後、副市長からちょっといただいて、僕の質疑を終えたいと思います。

○榊井副市長 すみません。私がうなずいてしまったばかりにっていうところもあるんですけども、先ほど申しましたように、やっぱり、農業は、基幹産業であるがゆえに、やっぱり、本当であれば、基幹産業であればあるほど、本市にとって、つらい産業分野を引っ張っていったって、逆にそっちに利益を還元化させたほうがいいんだけど、今、一方で、基幹産業なんだけれども、やっぱりつ

らい部分もあって、市も支援しなきゃいけないという状況に陥っている農業かなと思っています。

それは、さっき、ちょっと部長も言っていましたけれども、担い手不足も、人口減少なんかが見えている中であって、やっぱり、今までどおりの形態で進めていくっていうことになる、それを前提にした担い手の確保というのは限界が来ているっていうのも、近い将来、あるんじゃないかなあとと思っています。

でも、一方で、さっき言った農業は、基幹産業であり、例えば、国土政策でいけば、農業があることで、田んぼや畑の多面的機能というんですか、そういうサービスも受けているという市民もいるというのも事実あるわけで、生産力、あと多面的機能、そういったものをやっぱり享受していくことが大事かなっていうことを考えると、今ちょっと部長も言っていましたけれども、耕作放棄地を出さないというのは非常に重要な政策目標になり得るのかなと。今まで、例えば農業就業者数を維持するとか、そういうところがどうしても目先の利益として出ていましたけども、これから、次の、もうちょっと長期的なビジョンを考えるとすると、今言った、耕作放棄地を出さずにちゃんと旭川市の基幹産業として経済が回っていくと。それで、従事者の方は減っていったとしても、ちゃんと農地が維持できていて、さっき言った多面的機能という意味で、農業に従事していない方にとっても、農作物以外の面でも受益があるみたいな、そういった公益性がある形っていうのを目指していく時期がそろそろ近づいてくるのかなあと思っているところでございます。

私もちょっと詳細まで把握し切れていませんけれども、国のほうも、別枠予算と言うんですか、何か農業に関する別枠予算を用意して重点的にこれから進める方針だということが、首相の就任後の最初の所信表明演説でもあったかと思います。

そういう意味では、やっぱり、農業というのは我が国にとっても重要、さっき言った食料安全保障の観点でも重要だということであろうかと思しますので、そういうのも総合的に鑑みながら、国の動向も注視しながら、本当に本市の優位性を伸ばすようにするには何が本当に伸ばせるのかというの意識しながら、方策を見極めていければいいのかなというふうに思っているところです。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午後 1 時 00 分

○江川委員長 再開します。

御質疑願います。

○あべ委員 平仮名 4 文字、あべなおです。

2 月末から、うちの 3 姉妹、順番にインフルエンザになっていて、みんな治ったなあとと思ったら、今度は、順番にまた胃腸炎になって、先週の金曜日、13 日に、やっど、子ども 3 人、学校とか、保育園に行ったなと思ったら、私が、今度、胃腸炎、子どもからもらっちゃって、大変な目に遭った。もう週末は廃人と化して、質問づくり、なかなか進みませんでした。

月曜の昨日、16 日、やっど私も元気になって、子ども 3 人も元気になって、それぞれ持ち場に行った、ああ、よかったなとかって思っていたら、今日、真ん中の子どもを保育園に送って、さあ、市役所に行くかなあとってちょっと車を出したら、もう電話がかかってきて、車の画面に保育園の名前が出て、うわーっと思ったら、もう、お熱、めっちゃ上がっているんですぐ迎えに来て

くださいと。時計を見たら、子どもの登園のときに、ピッて、カードをやるんですけど、ピッてやってから5分しかたっていなかった。それで、もう、今日、質疑があるので、夫に早退してもらえないかっていうので、代わりに迎えに行ってもらって、お迎えを頼んだということですね。何と、今日、かかりつけの小児科も休みで、今、熱があると、新しい小児科にぽっと行って診てもらえなくて、ちょっと、今、大変な状況に置かれていて、明日、どうなるんだって思いながら、今、どきどきしながらここに立っていますね。

で、こういうことが続くと、申し訳ない気持ちも当然ありますし、やっぱり、私も夫も職場に、大変、迷惑、かかりまくりですし、子どもが悪いわけでもないの、こういう気持ちはちょっとどこにぶつけたらいいのかなあと、テンションだだ落ち、まあ、委員会が民生とか子育てじゃないので、ここにぶつけられないというのもありますしね。

だけど、今後、旭川市議会にも、こうやって出産したりとか、病気にかかりやすい、ちっちゃい未就学児、育てる人が議員になることもあるんじゃないかなあというふうに思って、頑張るしかないってみんなに言われるんですけど、じゃ、何を頑張ればいいのかとか、もう、とにかく、メンタル、闇落ちですね。それで、まあ、後に続く人には、もう俺のしかばねを越えて行けぐらいしか言うことがない。で、さっき、昼休みにうちの会派の控室で旭川聖苑の話題がちょっと出た。もう、それ、聞いた瞬間、自分の魂が、火葬場へ行きました。何か、もう、そのくらい、今、結構、迷惑かけ続けた、どうしたらいいのか。そんなことを言ったら、今はやりの直葬だみたいなことを言われて、確かにとかって思ったんですけど、そういったこともあって、子育てしながら質問したりとか、やっぱり議員活動をするって、なかなか一筋縄ではいかないんだな、でも、子どもはいたほうが、まちの未来、日本の未来としてはいいだろうし、なかなか仕事との両立っていうのは非常に難しいんだなと思いながら、ちょっと今日はいろいろ質疑させていただこうと思います。

それでは、今回は農政について質疑します。

新規就農確保・育成対策費についてなんですけど、今回新設された新規就農奨励金だとか、これ、研修中や営農を始めた時点で必要になるとされる費用を一部補助しますよっていう新規就農確保・育成対策費、これについては、事業の目的だとか概要及び予算の概要については、本日午前になされた議論でおおむね理解いたしました。ということで、その続き、私が聞きたいところの部分について質問を重ねていこうと思っています。

この新規就農支援に関するこれまでの実績と傾向をお示しください。

○富田農政部次長 新規就農者につきましては、毎年1～2名程度の増加で推移してきてございます。令和7年度までの過去10年間では、20名の就農となっておりまして。このうち8割が、比較的初期経費のかからない施設園芸によって就農されており、残りは水稻、畜産などで就農しております。

いずれの就農者につきましても、研修開始から就農後も地域と行政が一体となってフォローしておりまして、おおむね順調に営農を継続されているところでございます。

○あべ委員 今回の新規要素であるこの新規就農奨励金、これを加えることになった経緯をお示しください。

○富田農政部次長 今回の新規要素でございます新規就農奨励金を加えることとなった経緯でございますが、新規就農に当たりましては、設備投資や運転資金など多額の初期費用が必要となってい

るところでございます。

しかし、研修期間中の２年間は、正社員として就労することができず、就農に向けた資金を十分に確保することが困難な状況となっているところでもございます。

このような課題を踏まえまして、新規就農者の初期費用の負担を軽減し、経営を早期に安定させることを目的といたしまして、今回、新たな奨励金を創設したところでございます。

○あべ委員 研修期間中の２年間は正社員として就労することができなくて、就農に向けた資金を十分に確保することが困難だということが、今、答弁にありました。

年明けに、新規就農希望者たちと、ちょっと新年会に呼んでいただいたんで、お話しする機会があったんですけども、後継者でもない限り、よほどの貯金があるとか、そういうのは別ですけど、なかなか、この２年間の研修期間中は生活するのも結構大変で、営農後の設備投資のことまで考えられないっていう声がすごく多かったんですよ。で、実際に研修を始めたいと考えている人の中には、週末はさんろくの飲食店でバイトしたりとか、冬はスキー場でバイトしたりっていうのを検討している人もいました。そういったリアルな声がある中で、今回の新規就農奨励金がスタートすることになったのは、新規就農希望者にとってとてもありがたい話なのではないかなというふうに思います。

経営の早期安定っていうのも答弁にありましたけども、近年、皆さん、御存じのとおり、資材、高騰しています、何でも値上げですからね。そして、ベテラン農業者の中でも、ちょっと前にハウスを新設したんだけど、なかなか費用の回収ができないっていう声とかっていうのも結構多く聞かれます。新規就農者であれば、栽培技術の習熟度っていうのは当然高くないわけですし、ハウスを、いっぱい、ばんばん増やして、がんがん作って、どんどん出荷して稼ぐっていうのはなかなか難しいのかなというふうにも思います。

私は昨年の分科会でも質問させていただいたんですけど、市は、ハウスの補助っていうのも手厚くしてくれたっていう経緯がありましたよね。だけど、なかなか費用回収のめどっていうのが立てられなくて、新規就農者として頑張りたいけど、ハウスの新規の設置に踏み切れないっていうふうに話す人も少なくなかったです。

そこで、提案します。

市で離農者や規模を縮小する農業者からハウスや設備を借り上げたりするなどして、新規就農者の経営が軌道に乗るまで貸し出したりすることはできないのでしょうか、見解をお伺いします。

○富田農政部次長 ハウスの貸出しについてでございます。

本市の新規就農者は多くが施設園芸に取り組んでおりますことから、ハウスの設置に対する支援は非常に有効な支援策になるものと考えているところでございます。

離農者や規模を縮小する農業者が不要となりましたハウス、また設備につきましては、減価償却を終えているものが多く、市が借り上げたり貸し出したりすることによることはなかなか難しいものと考えているところではございますが、実際に、タイミングよく不要になったビニールハウスを譲り受けたり、また、設備や機械を離農する方から賃借する形で活用されている新規就農者の方もいらっしゃるところでございます。

施設園芸で新規就農する場合におきましては、ビニールハウス３棟程度から営農を開始される方が多く、それぞれの品目や作型に合った規格のハウスというものもございまして、これらを新設で

きるように新規就農奨励金や経営発展支援事業の活用を想定しているところでございます。

○あべ委員 今、答弁にもありましたけど、タイミングよく、ビニールハウス、要らなくなった人から譲ってもらったり、まあ、そういうのをやっている人もいるよってことで、これは、あくまでも市で何かやっているってわけじゃなくて、たまたまその新規就農の人がタイミングよくそうやって受け取れたからラッキーだったねっていう話かなあというふうに思うんですけど、今、答弁でいただいたように、レンタルのハードルっていうのは非常に高いっていうふうな意味合いだったかなと思うんですけど、これ、東川で、農業振興センターが管理して、このハウスのレンタルっていうのを実際にやっているんですよ。これは、土地は東川町が管理していて、ハウス自体は30年ぐらい前に何か国費で建てたというふうに聞いています。今後は、新規就農者に賃貸することを念頭に施設の更新というのを検討していると。

で、まあ、答弁にもありましたが、設備投資に係る費用という点からも新規就農者は施設園芸から入人が多い。これは、市の農業についてのデータとかにも出ているので、どなたでも御覧いただけたと思うんですけど、この東川の取組は新規就農の特徴と需要というのをよく捉えたものだなというふうに思っていて、ぜひ参考にしていただきたいなと思います。

今回の奨励金も、もちろん重要な営農の支えになるものなんですけれども、ちょっと、現金を渡して終わりになってしまうような印象もなくはありません。経営が軌道に乗るまでは、設備面の負担を少なく、栽培技術の向上に集中できる環境をつくることも新規就農支援の一つだと考えますが、市はどう考えていますか。

○富田農政部次長 就農直後の負担を少なくいたしまして、経営が軌道に乗るまで栽培技術の向上に集中できる環境をつくるということは、非常に重要なことだと考えております。一方で、営農資金をどのように調達、運用していくのかといった経営スキルを高めていただくことも重要と考えているところでございます。

本市におきましては、研修受入れのときから地域のJAや農業者、また農業委員、農業改良普及センター、旭川市は農政課と農業センターによるサポートチームを構成いたしまして、資金計画、農地取得、営農技術等の多方面からの支援策を講じているところでございます。

今回の奨励金はもちろん、新規就農者が有利に活用できる補助金、また融資なども御利用いただきながら環境を整えまして、持続可能で足腰の強い営農基盤を確立していただきたいというふうに考えているところでございます。

○あべ委員 今、答弁にあった新規就農者へのサポートチーム、これ、私は初耳でした。

それで、今まで長らく農業に関していろいろな質問をさせていただいて、このサポートチームの存在を全く知らなくて、議事録に検索をかけてみたら出てこなかった。こんなチームがあるのであれば、いろんなところの答弁で出てきてもおかしくないのになあと思うくらいな感じがします。

今まで、多くの農家さんと私は結構関わることが多いんですけど、まあ、新規就農者の人たちは、地元の農業者とか新規就農の仲間たちとかで、どうにか、何とかやっているというふうな印象を持っています。

今、答弁にあったこのサポートチーム、これは、具体的に何をしているのかを教えてください。

○富田農政部次長 サポートチームについてでございます。

就農希望者の就農に向けましては、農地の取得や資金の確保、営農技術の習得等の課題に対応す

るために、研修を開始する前からマッチング会議等を開催いたしまして、関係者が一体となって支援を行う体制を整えているところでございます。

研修期間中は、研修状況の確認を行うとともに、就農後の具体的な営農計画の策定に向け、農地に関する情報共有、また、補助事業の活用支援、資金計画の作成のための協議やアドバイスをこのチームにおいて行っているところでございます。また、就農後におきましても、地域の先輩農業者や農協の営農部門、農業改良普及センター、旭川市農業センター等によりまして営農状況の確認や技術面でのアドバイスを行ったり、農政課や農協の金融部門による融資や補助事業実施の支援等を行い、新規就農者が早期に経営を安定化し、発展させ、地域に定着していけるようサポートを行っているところでございます。

○あべ委員 今の答弁を聞く限り、新規就農者に対して、様々な機関が連携して手厚くサポートしていますということなんですね。私が聞いている現場の声とは大分違うというか、温度差があるなというのが正直なところですよ。

今、答弁にあったこのサポートチームを構成する組織というか、団体というか、そういうところに所属する方から実際にお話も伺ってきたんですけども、その方が言うには、具体的な活動内容は知らない、新規就農者がいない地域ではその存在すら知られていないのではというふうに言っていました。また、新規就農者にとって農地の取得っていうのは大きな課題であって、他都市では、農地を自力で見つけてこないとな新規就農希望者と認識してもらえず、大変苦労したであるとか、さらには、新規就農を目指して研修を頑張ってきたけども、農地が決まらず、諦めて研修を途中でやめる事例も少なくないというふうに聞いています。旭川市のサポートチームの存在、あることは知っているけども、会議の案内が来るとか、申請の手助けをしてくれるのみだったというふうにも聞いています。これでは、農政部のこの市役所の窓口とか、担当の業務と変わらないのではないのでしょうか。

今、ちょっと、急なんですけど、教えてください。

答弁で、補助事業の活用支援というのもしているっていうふうにあったかなあと思うんですけど、私は、過去の定例会で、補助事業の在り方について、たしか、去年、質問したかなあというふうに思っています。申請自体も、何かこう、農協に丸投げみたいなイメージもありましたし、ちょっとややこしいと、農業者にとって利用しやすい申請の手順になっていないんじゃないかというふうに聞いたかなと思います。申請手順に課題ありありですよっていうような質問を去年したかなと思うんですけど、それを支援している補助事業の活用支援っていうのがこのサポートチームに入っているっていうのも、今、すごい違和感を覚えました。

このサポートチームが、単なる役所の窓口とは違って、本当に新規就農のサポートチームの、何かこう、仕事としてやっているんだよって、窓口とは違うよって、明確な何かっていうのが事業としてあるんですかね。明確な違いが示せるサポート内容というのがもしあれば、ちょっと今、ぱっとこう、思いつく範囲で、答えられる範囲で教えていただければと思います。

○富田農政部長 補助事業の活用についてでございます。

補助事業の活用につきましては、当農政課になりますけれども、こちらのほうでは、新規就農者に対する担当者を2～3名で配置しておりまして、新規就農者が活用できる一番有利なメニュー、これについては、既に、新規就農を希望されている方、また新規就農された方に対してはしっかり

情報提供しながら対応させていただいているところでございます。

また、明確な違いという部分でございますけれども、新規就農の部分については、新規就農者用のメニューを使って補助事業を活用される方もいらっしゃいますし、通常の補助メニューを活用される方、こういった方々もおりますので、そこら辺につきましては、農業者、新規就農者の方もそうですけれども、まず、おおむね、皆さん、農協に関わられている方が多いものですから、農協の関係者にもしっかりとお伝えしながら、その取りまとめ等を行っているところでもございます。

○あべ委員 何か、ちょっと、やっぱり窓口と似ているかなっていうふうに思って、何か、こう明確な違いを示せるサポート内容かって言ったら、ちょっと、うーんっていうふうな感じもありました。

これについては、後日、改めてちょっとお伺いしていきたいなと思います。

今回、戻りますが、新規就農者が農業の研修に集中できる環境づくりとか、実践的な営農支援を行っていくっていうのが、本来、このサポートチームがちゃんと動いているのであれば、それが役目であるというふうに私は考えますけど、今回のこの奨励金の新設っていうのは、独立したタイミングでの、初期費用の負担減を目的としたものであるということで、新規就農者にとって大きな支えになると思いますが、さっきも言いましたけど、この2年間の研修中の所得確保ですね、まあ、生活が大変だということ、この所得確保についても支援を検討すべきかなというふうに私は考えています。

で、深川市とか、鷹栖町は、冬は、市とか町の会計年度任用職員扱いで、除雪業務とかを行って、それで通年で収入を得ているっていうことをしていますよというふうに聞いています。

旭川市の除雪は業者に委託しているっていうこともあって、旭川市でも同じように市の会計年度任用職員にというわけにはいかないと思いますけども、除雪分野のこの人材不足っていうのは、毎年、毎年、いろんな議員さんが議論に取り上げる非常に深刻な問題であると思いますし、除雪シーズン、冬のシーズンのピークはどうしても除雪業務というのが過重労働になっているような印象もありますし、毎年、何らかの事故っていうのも発生しているっていうのもありますよね。これもまた重要な課題として皆さんも認識されているわけですから、今述べたのはあくまでも例であるんですけども、今言ったように、こういった人手不足の分野と新規就農者の所得確保を組み合わせた支援というのはできないものなのではないでしょうか、見解を伺います。

○富田農政部次長 研修期間中の所得の確保についてでございます。

所得の確保につきましては、国の支援策といたしまして、就農準備資金、これが年165万円交付されているほか、市独自の支援制度として、家賃補助、2分の1が上限、月2万5千円というようなものもございます。

また、農繁期におきましては、研修に専念しているため、研修生の方々はほかの仕事に就くことはなかなか難しい状況にあることは承知しているところでございますけれども、施設園芸の研修生などは、それぞれに、冬期間、人手が必要となる、委員もおっしゃられました除雪業務であるとか、スキー場、また配送業などのアルバイトをしながら、日々の生活費や就農に向けた資金を確保している状況にございます。

本市といたしましては、研修生が安心して農業研修に専念できるように、研修生や地域農業関係者の御意見も伺いながら、今後とも、必要に応じたきめ細やかな対応、支援につきまして、取組を

検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○あべ委員 今、それぞれ、みんな、冬にいろんなバイトをしてとありましたけども、それ、みんな、研修生が自分で探してきて働いているってことですね。

私は、毎年、冬に、結構、農家さんから、あべさん、今年、何か、バイト、いいののないのって聞かれることもあるんですけど、今年、春から新規就農する予定の方からも、実は、この前、冬になる前、何かいいアルバイトないですかっていうような相談を受けている。で、実際に紹介したりもあったんですけど、こういうのを、市で、夏は農業の研修ができますよ、冬は除雪で通年収入が得られますよっていうような、そういったうたい文句みたいなものをできるように、そうすればより多くの新規就農希望者を集められるような、そういった支援内容をぜひ検討してほしいなあと。バイト、自分で探してねではなく、市としてこういうことをやっているから所得確保もできますよっていうような支援をぜひ検討してもらいたいなというふうに思っています。

話は戻りますけど、この新しい奨励金、これ自体はいつまでやるんでしょうか、教えてください。

○富田農政部長 新規就農者の確保、育成は、本市の農業におきまして、担い手確保、また、持続的な発展を図る上でも不可欠な取組でありますことから、今後とも継続して事業を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、支援メニューにつきましては、国の制度や就農者の営農動向、さらには、農業者等からの御意見も踏まえながら、必要に応じまして事業内容の検証、見直しを常に行いながら、より効果的な支援制度となるように努めてまいりたいと考えてございます。

○あべ委員 実は、昨日も、知り合いの農家さんから、増額となった、国だったかな、国か何かの支援金を使って新規就農の人がうちで研修を始められることになったんだっていうようなうれしい連絡もいただいています。

で、この方は、きっと、独立した際には、今回新設された奨励金を活用することになるのかなというふうに思っているわけですが、毎年、毎年、この新規就農支援っていうのは手厚くなっている印象を受けて、いいことだなと思うんですが、まだまだ農業の担い手っていうのは十分確保できている状況とは言えないというふうに思っています。新規就農者にはどんな課題があるのかとか、まあ、言い方はあれですけど、お金を配る以外にどんな支援が有効なのかとか、ぜひ、農政部の皆さんには、足で歩いて農家さんを回って現状を知っていただきたいなというふうに思っています。

市長の市政方針にもありましたけども、今回の奨励金は道内トップクラスでありますよと。本市は、今後、道内の新規就農支援のロールモデルといいますか、リーダーとして周りを引っ張っていかなくてはならないんじゃないかなあとと思います。

そこで、この事業実施により目指す本市の新規就農の在り方についてお伺いしたいと思います。

○富田農政部長 農業分野におきましては、今後も、就農者の高齢化、また後継者不足によりまして農業従事者の減少が続くことが予想されております。新規就農者の確保と定着という重要性、これがますます高まってくるものというふうにも考えているところでございます。

これまでの取組により、本市では、過去に就農された方々が現在では地域の中核的な役割を果たすようにもなっており、新規就農を目指していた研修生が今は指導農家となるというような好循環も生まれてきているというところでございます。このような好循環を継続いたしまして、本市の基

幹産業であります農業を持続的に発展、維持させていくこと、また、新規就農者が安心して就農できる各種施策を充実させていくとともに、地域と行政が連携しながら地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成に取り組むことが重要であると考えておりますので、将来にわたりまして、本市の農業を守り、発展させるための支援を農政部としても継続してまいりたいと考えているところでございます。

○あべ委員 今回のこの新規就農のやり取りで、サポートチームといういい情報をいただいたので、これについて、今、いっぱい聞きたいこともあるんですが、次長はちょっと何か風邪を引いていそうで、喉が痛そうだから、今回はちょっとやめて、別の機会にします。

次に、スマート農業・省力化技術導入支援費、これについてちょっと伺っていいかなと思います。

まずは、これについて、予算の概要をお示してください。

○杉山農政部次長 令和8年度の予算は5千994万4千円で、今年度の2千910万4千円と比べて3千84万円増額した要求となっております。

○あべ委員 結構増額していますねということで、この事業の目的と概要を改めて確認させてください。

○杉山農政部次長 農業者の経営規模拡大による効率的な営農を推進するために、自動操舵システムや水管理システムなどのスマート農業技術を備える農業用機械の導入を支援するものでございます。

○あべ委員 新年度、ばば一んと増額したわけですが、令和8年度の新規要素について、どういった内容なのか、詳細を教えてください。

○杉山農政部次長 令和8年度におきましては、新たにセクションコントロール付きのブロードキャスターやブームスプレーヤーなどのスマート農業技術を備えるアタッチメントの導入支援を行う予定でございます。

○あべ委員 セクションコントロール付きのブロードキャスターやブームスプレーヤー、これ、結構、農政部への質問の中継を見ているフォロワーさんとかからよく言われるんですけど、これ、専門用語で何だっていうのがあるんで、これ、あれですよ、肥料とか農薬を散布する、満遍なく散布する機械だそうです。カメラのほうに、皆さん、そういうことです。

というわけで、このスマート農業の支援ということで、これまでの実績と傾向についてお示してください。

○杉山農政部次長 スマート農業技術の導入支援につきましては、令和4年度から行っており、令和7年度までの実績で申し上げますと、自動操舵システムは112台、水管理システムは34台となっており、これまでの傾向といたしましては、本市においては、自動操舵システムが広く農業者に活用されており、支援を求める要望が多いものと認識しております。

また、自動操舵システムを導入した経営者の平均年齢は52.5歳となっており、本市の農業従事者の平均年齢63.2歳と比べると、若い世代に多く利用されております。

○あべ委員 54歳でしたか、52歳でしたっけ、52.幾つ、すぐそこ、自分と思いました。もうあつという間で、まだ農業界では若いほうに入るんだなというふうに思いました。

で、需要も高く、実績もたくさんありますよということで、市の支援によって、本市の農業者の

中でスマート農業を利用するっていう方が結構増えてきているのかなというふうに思っています。

結構、農家さんの集まり、いろいろ呼んでいただいているんですけど、新規就農者だとか、若い後継者とか、若い担い手がいる農家さんたちは、このスマート農業についての情報交換というのが非常に積極的になされているというふうに感じる反面、後継者がいないなどの割かし高齢の農家さんたち、スマート農業って聞いただけでちょっと無理、無理、無理って、こうなる人もいます。こういった高齢の農家さんたちに営農を続けてもらうためにも、省力化につながるスマート農業、ぜひ導入してほしいなあというふうに考えています。

若い世代のみならず、情報弱者になりやすい高齢の農業者にも、スマート農業は便利で簡単ということを知ってもらうことが本事業を推進するに不可欠だと私は考えていますが、市の認識をお伺いします。

○杉山農政部次長 スマート農業技術は、営農の省力化、効率化につながるものであり、若い農業者に限らず、様々な世代の方に利用していただきたいと考えておりますが、装置が高額であることから、導入に当たっては、農業者それぞれの経営規模や営農に対する考え方など、様々な角度からの経営判断が必要と考えております。

○あべ委員 それぞれ、皆さん、様々な角度から、経営判断だとか、確かに高額っていうのもあるんですけど、さっき言ったみたいに、スマート農業と言った瞬間、無理、無理、無理っていう人もいますけど、そもそも私に連絡してきている農家さんっていうのは、無理、無理、もう、そういう話、やめてくれって突っぱねつつ、じゃ、何で呼んだんだっていう感じなんですけど、実は興味ある、知りたいみたいな人も結構いる。ツンデレ系高齢農家って私はふだん呼んでいるんですけど、割と、そういう農家さん、いらっしゃるんですよ。呼んでおいて無理みたいな人も、実際、知りたいなあっていう人も多い。

そういった農業者さんからは、実は、確かにスマート農業に関する機器っていうのは高額なんですけども、省力化につながるし、長い目で見たらコストパフォーマンスが高いのかもしれないねって考え始めているような感じの人もいますし、既に導入している農家さんから便利だよとかっていうのを聞いて、どんなもんかなってちょっと興味を持ち始める人、こういった人たちも増えてきたっていうふうに感じています。

先ほど述べましたスマート農業は便利で簡単、これを知ってもらうための工夫だったり、取組があれば教えてください。

○杉山農政部次長 スマート農業の補助事業の実施に当たりましては、農協を通じて、世代を問わず、広く需要調査を実施しているところございまして、中には77歳の農業者による利用実績もございます。また、生産者組織への研修会や、高品質米の生産者表彰式などにおいて、スマート農業技術を備える農業用機械の講演を行っていただくなど、スマート農業技術の普及に取り組んでまいりました。

○あべ委員 今、77歳とありましたが、私の周りにはいるツンデレ系高齢農家さんの一人も同じぐらいの年で、何と、養液栽培を使ってナスをやってみたいとかっていうふうに言っている方もいたりとか、スマート農業を取り入れてみたいんだっていうので、先日もちっとお電話をいただいたりして、積極的な高齢な農家さんもあるということで、いいことだなというふうには思います。

そもそもなんですけど、このスマート農業について、もしかしたら私が考えている課題と、農政

部で考えている課題認識というのがちょっと違うのかもしれないというところで、このスマート農業について農業者がどのような課題認識を持っているのか、調査などはしたことがありますか、あれば、その内容と、そこで明らかになった課題があれば教えてください。

○杉山農政部次長 スマート農業における農業者の課題認識については、これまで具体的な調査を行ったことはございませんが、農業者との会話の中で、導入しない理由として、圃場が大規模化されておらず、自動操舵導入による効果が期待できないという話や、病気や害虫など、自分の目で見て確かめる必要がある作業があるため、水管理システムの必要性を感じないというようなお話を伺ったことはございます。

○あべ委員 いろいろなスマート農業についての知識を得た上で、必要性を感じないとか、その判断というのはやっぱり農家さん次第なのかなあとは思いますが、そもそも、スマート農業が何であるかっていうのを知らない農業者というのはまだまだ多いような印象を受けています。興味があるのに、その情報を得る機会がないっていうのは非常にもったいないことだなあというふうに感じています。また、市がその手助けをしないということも非常に残念だと感じています。

百聞は一見にしかずじゃありませんが、圃場を利用した実演会の開催などを通して、農業者にスマート農業への知識や興味を持ってもらうことはできないんでしょうか。去年、たしか、11月ぐらいに、国営整備事業の圃場で実演会をやりました。議長もそうですけど、私も含めて、自民会派の議員も結構多く参加させていただきました。

あれができたならできるのかなあと思いますが、実際の圃場での実演会等の開催の可能性について教えてください。

○酒井農政部農林整備課長 スマート農業の実演会についてですが、現在事業を実施しております国営旭東地区につきましては、事業推進のため、本市だけではなく、土地改良区ですとかJAが関わっており、協力体制を比較的整えやすい状況にあることや、また、国営の関連事業においてこれまでに2回の実演会の実績もあり、この地区で実演会を開催できる可能性は十分あると考えられます。

しかし、事業実施中であることから、事業主体である国や農地所有者や営農者の協力が不可欠であり、事業の進捗や実施候補地の営農状況などの確認、調整をする必要が生じます。また、他の圃場等も含めると、協力体制の構築など、協力していただけるためのルールづくり等も必要となりますので、こうした課題を踏まえ、実現の可否を含め、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○あべ委員 検討するということで、この検討するっていうのは、もしかしてやらない理由を探すための検討かなとかって思っていました。

昨年の11月のは、たしか、開発局さんと、圃場の工事業者さんとか、農機屋さんですよね、農業機械屋さんに頼んでゼロ予算でやったっていうふうに、たしか、現場で、去年、聞いたような記憶があります。何も、私も市だけでやれと言っているわけではなくて、さっき言ったみたいな開発局さんとか、昨年みたいに工事業者さん、農機屋さんと協力して、幾らでも可能なのではないのでしょうか。開発局は事業PRしたいっていう気持ちも当然あると思いますし、工事の業者さんは、結構、地域貢献したいって考えてくれている企業さんも多いですから、そして、農機さんは営業したいとか、それぞれ、みんな、いろんな考えというか、思惑があるんでしょうから、市は、そうい

った取りまとめが面倒で、もしかしてやりたくないというふうに思っているのかなって思っちゃいました。

それに、私は、別に国営の圃場じゃなくてもいいのかなっていうふうに思っています。開発局さんと連携すれば、市有地とか河川の敷地とかを借りて、全市的に対象にしてやれるんじゃないですか。実は、これ、ちょっと聞いてみたら、やれます、むしろやりますって言っていました。意外とやれるんじゃないかなと。

元の事業が、これはスマート農業の支援事業ですけど、去年のやつは国営整備の事業、大本になっている事業が違うといえども、去年やっている以上、今までのやり取りで聞いた、やれないとか、ちょっと慎重な検討をつていうのはもう意味がないのかなと、答弁としてはですね。私は、農家さんを回って、スマート農業がどんなもんか見てみたいっていうふうに声をたくさんいただいているので、こうしてこの場で質問しているわけであって、自分が勝手に重機が動くのが見たいからやってほしいって言っているわけではないんですよ。こういった声も農業者さんから実際にあるわけで、スマート農業を導入している農家さんたちも、実演会をやるなら手伝うよって言ってくれていますし、私も、インスタとかで、農業婦人として、夏場は、毎年、農家でバイトをして、トラクターとかも乗っていますから、幾らでもお手伝いができる。

どうですかね、農林整備課長さんは。これでも慎重な検討をつていうふうになりますか。それとも、実演会、やりますか、やりませんか、お願いします。

○酒井農政部農林整備課長 非常に積極的に、今、責められている状況でありますけども、まず、圃場を使う場合は、いずれにしても、その土地所有者の方に承諾を得なければならない。圃場の場合は、特に個人、個人で、そのスケジュール的なタイミング等も、いろいろ、その土地でそれぞれ、その個人がつくっていくということもありますので、そうしたスケジュールの調整は当然ながらしなければならないということと、あと、もし、その実演会中に、例えば、機械が故障してオイルが漏れていたとか、そういう不測の事態が起きたとき、そうしたときの対応というのをどうしていいかと。それは、今、委員からもありましたように、国のほうですとか地域の方々がぜひという話なのであれば、そういうことも踏まえたルールづくりをしていきたいな、していかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

○あべ委員 急に聞いたのに、ありがとうございます。

何かこう、さっき、質問前に、よろしくお願いします、今日って言ったら、ドキドキ、わくわく、はらはらが好きっていうふうに聞いていたので、これ、もっと切り込んでほしいという、ツンデレ系中年農政部職員みたいなアピールなのかなと思って、ちょっと、今、急ですけど、聞かせていただきました。

今回は、ブロードキャスターとか、ブームスプレーヤーっていう、何か、肥料とか農薬を、満遍なく散布する機械の補助ということでしたけど、市はこの散布機と同じ役割を持ってほしいなというふうに思っています。農業者にはスマート農業の知識を満遍なくまいてというか、与えてもらって、吸収してもらって、これらを活用して大きく育ててほしいなというふうに考えています。どうか、その役割を市は担っていることを忘れないで、ただ補助金を配って終わりっていう、単なる窓口業務、サポートチームのようなね、単なる窓口業務で終わってほしくないなというふうに思っています。

最初に質問した新規就農確保・育成対策費もそうですし、今こうして質問しているスマート農業・省力化技術導入支援費も、本市の農業の力を底上げして、持続可能な、行け行けどんどの産業にするというのが目的なわけですね。

市長は、来年度予算のテーマをBeyondあさひかわとして、市政方針ではこの奨励金を道内トップクラスとしてぱーんと打ち出していますし、スマート農業についても支援を拡充するというふうにはっきり述べていました。これだけ積極的に農業支援を打ち出しているのに、その周辺環境の整備が追いついていないというのは非常にもったいないことだと考えます。これでは、市長の思いを排水路にぽいっと流しているのと同じようなものだなと思っています。これではいけないと感じています。

市として、このBeyondあさひかわをどう実現していくのか。今までとは違う新しい農政部として過去をどうビヨンドしていくのか、来年度に向けた考えを部長にお伺いします。

〇林農政部長 Beyondあさひかわということで、ただいまいろいろ御質疑いただきましたけど、大変情報量が多くて、私もまとまり切っていないところがありますし、午前中の質疑の中で、令和8年度の農政部予算については、派手さはないけれども、着実にその足場固めをする、そういった予算だと言った手前もありまして、なかなか答えづらいところもありますけれども、そこは、決してやらないというわけではなくて、午前中もお答えしたように、その中で、お金の規模ではなくて、内容で勝負していく、そんなことではあります。

前段、新規就農者のお話もございました。で、申請手续だったり、ハウスのレンタルの話もありました。すごく参考になったと言うと無責任な言い方かもしれませんが、ぜひ、そこは検討、検討って言っちゃ駄目なのかもしれないですけども、実際そうなるように取り組んでいきたいなというふうには思います。

で、新規就農って、もうずっと、これまでも何年もそういった話を繰り返していると思いますけれども、後継者だけではなくて、やっぱり農外からいかに人を集めてくるか。もちろん農地の問題だったりとか、マーケットの問題もあるので、作ればいいってもんではないかもしれないんですけども、それでもやっぱり生産振興ということを考えると、それなりのボリュームが必要だろうというふうに思いますので、そういった意味では、農外からどれだけの人を呼び込めるかということとは大きな課題なんだろうなあとというふうに思っております。そういった意味では、先ほどの御提案については、すごく効果的なところはあるだろうというふうには思っています。

また、スマート農業のお話がありました。

スマート農業と言っても、すごくたくさんというか、範囲が広いのかなというふうにも思います。もっと大きく言うと農業DXみたいな話になるのかなというふうに思いますけれども、やっぱり、我々としては、繰り返し言っていますけれども、ICT活用だとか省力化技術の導入によるスマート農業っていうのは、農業政策の中でも、今や、もう要だろうというふうに思っています。

いろいろ、関係機関との連携についてもアドバイスがありました。私どもも、決して連携していないわけではありませんけれども、やっぱり、個々具体的な話になると、なかなか、今言ったように課題ばかりがどうしても先に出てくるというのは反省しなければならないかなと思います。でするので、圃場での実証については、やり方だとか、内容についてはいろいろあるかと思いますが、新年度、ぜひ取り組んでみたいなというふうには思っています。

我々としては、いろいろ、ビヨンドなので、超えていくという意味では考えなきゃならないことはたくさんあると思ってまして、小さいことから言えば、小さいと言うとちょっと失礼ですけど、公約にもありましたけど、例えばシャインマスカットの話とかですね。あれも、まだ栽培技術が冬期間を含めてしっかりしていないということもあって、若干様子を見ているところがありますけれども、予算には表れていませんけれども、これを、少し、農業だけではなくて、例えば、飲食関係、まあ、お菓子も含めて加工業に広げながら、どういった発展のさせ方があるかですとか、干し芋についてもいろいろと研究したりというのは、そういったプレーヤーと協力しながらやっているという部分もあります。

それから、今年度ですけれども、中央大学と連携協定を結んで、それは、何を目的としているかっていうと、やっぱり実習生をとということなんですね。まだ大学のほうには学部としてできていませんので、これからの話ですけれども、そういったことを、将来にわたって先を見据えた中で事業として組み立てていこうという動きは実際にあります。ですので、そういったところを、行政としてしっかりと対応しながらっていうのは、当然ながらあるかなというふうに思っています。

これまでもさんざん言っていたんで、今回、ちょっと言うのをやめようかなと思っていたんですけど、今、やっぱり、旭川市の農政部としての考え方を少し取りまとめて整理しようとしています。そういった中では、午前中、産地競争力の向上の話もしましたが、生産振興だったり、そういった産地競争力の向上だったり、もう一つ、やっぱり、今、お話にもあったように、いろんな分野にまたがるような、そういった政策の多面的な展開みたいなことも含めて、今後の、まさに将来の旭川の農業はこうだということを、これを関係者の皆さんと一緒に考える機会をつくって取りまとめをしていきたいな、そのように考えているところであります。

○あべ委員 大変前向きなお答え、ありがとうございました。どきどき、わくわくなBeyondあさひかわということで、ちょっと楽しみにしています。

次は、農政部の皆さんとは実演会で会いたいと思っていますので、酒井課長からの案内が届くのを待っています。

これで、質疑を終わりにします。

○江川委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時48分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、後半部分について、私のほうからは、土木3事業、農政、スポーツ、経済4事業を行わせていただきますので、この後、午後3時休憩を挟んで、その後も続きますので、区切りのいいところで休憩を考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず、観光スポーツ部にお伺いしたいと思います。

内容としましては、カムイスキーリンクスです。

カムイスキーリンクスの施設整備基金積立金に対しまして、予算について、概要及び財源、対前

年度比をお伺いいたします。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 令和8年度のカムイスキーリンクス施設整備基金積立金は9千150万7千円ございまして、財源の内訳といたしましては、指定管理者である大雪カムイミントラDMOの剰余金の一部を市に納付させる諸収入が8千万円、ふるさと納税などの寄附金が1千145万9千円、預金利息に当たる財産収入が4万8千円となっております。

事業費が前年度当初予算から8千112万9千円の増でございますが、その理由といたしましては、今シーズンの運営により生じる大雪カムイミントラDMOの利益の一部からの納付金8千万円を見込んだこと等によるものでございます。

○金谷委員 8千万円を見込んでいる、利益が出るというお考えのようです。

カムイスキーリンクス施設整備基金の目的、そして使途について、考え方を伺います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 カムイスキーリンクスの施設整備基金の目的、使途でございますが、基金条例上、施設等の整備に必要な経費の財源に充てることとしておりますので、センターハウスやリフトの改修、圧雪車の購入のために借り入れた地方債の償還財源等々に活用する考えでございます。

○金谷委員 利用者の確保は重要だと思いますが、今シーズンのインバウンド、さらに、一般利用者に対しての状況をお伺いいたします。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 今シーズンの利用者数について、2月末の速報値で申し上げますと、まず、利用者合計といたしましては10万4千28人で、シーズン当初の雪不足の影響により、昨シーズンの同時期と比べまして290人減とはなっているものの、高い水準を維持しているものと認識しております。

また、インバウンドでございますが、携帯電話のGPSやリフト券のウェブ購入実績など、分析作業はシーズンオフに取り組むこととしておりまして、現時点では数値としては捉えてございませんが、利用者の大半がインバウンドであるシャトルバスの利用者数が前年比117%であるということから、昨シーズンよりもさらに多くのインバウンド客に御利用いただいているものと認識してございます。

○金谷委員 センターハウスが使えないという、そういった市民要望があったと思います。狭いところで、また、そこでの食事などは、実際に購入といたしますか、そこでの食事をしない限りは使えない。そういったところだと、お弁当を持ってくる方々は、昔と違ってセンターハウスの中で食事ができない状況ってということなんですね。

それに対して、今シーズン設置したプレハブの施設概要について伺います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 センターハウスの狭隘対策といたしまして、大雪カムイミントラDMOが今シーズン初めに設置した大型のプレハブ施設は、広さが約160平米、坪数にしまして50坪程度となっております。用途は、学校のスキー授業時のスキー貸出しのカウンターですとか、一般利用者の休憩スペースとして活用しているところでございます。

○金谷委員 プレハブができたというところで、今お示しいただいたような、50坪ぐらい、ただ、その中は、全てが休憩スペースとして使えるわけではない、そういうことだと思うんですね。

この設置によって、センターハウスの狭くて使えなかったという部分について解消されたのでしょうか、伺います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 今回設置いたしましたプレハブ施設は、委員の御指摘のとおり、レンタル用具があるため、スペースの全てを休憩所としては活用できないことですか、椅子やテーブルを置くのでさらに収容人数が限られてしまうなど、センターハウスの混雑緩和には依然として課題が残っているものと認識してございます。

このため、来シーズンに向けまして、さらに大型プレハブ施設の設置を検討しているところでございまして、引き続き混雑緩和に向けた取組を継続することで利用者の利便性の確保を図ってまいりたいと思います。

○金谷委員 さらに大型のプレハブ施設も考えているということで、それは本当にありがたいなと思います。

ただ、現在の、今シーズン設置していただいたプレハブ施設についても、実際の設備の状況ですか、果たして暖房の機能があるのかとか、そういったところについても、利用者の声をしっかりと聞きする中で、足りないところは、必要に応じてその部分をきちっと対応、また、次の大型のプレハブ施設の増設というところについても、きちっとした設備を導入していただきたいと思います。

あくまでもプレハブということですので、限界はあると思っていますね。将来的に、ここについては、ちゃんとした施設の増設、もしくは建設が必要かなと思っています。

続きまして、要望が出ておりましたリフトの料金のことです。

中学生が、現在、大人と同一料金となっております、負担が大きいという声ですね。団体利用の際、別途、中学生料金を定めるなど、工夫を凝らすことができるのではないかと思います、中学生の料金の、大人よりもさらに引下げといいますか、その考え方を伺いたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 中学生と大人を同一区分としている点につきましては、多くの近隣スキー場も同様の取扱いであると認識しております。

また、中学生の区分を設定している施設もございますが、購入には学生証の提示を求めるなど、確認作業が必要であるといった課題もあると聞いてございます。

一方、今、委員がおっしゃいました、別途定めている団体割引等において中学生料金を新たに設定することについては、制度上、可能と考えておりますが、ＩＣカードの取扱いですか、団体申込み時の事務処理など、窓口の運用等に課題がないか、また、他の一般利用者とのバランスを考慮するなど、導入の有無を含め、指定管理者と慎重に検討しなくてはならないものと考えてございます。

○金谷委員 検討していくということですが、ぜひ、ここの導入をお考えいただきたいと思います。

さらに、競技団体のチームがよく練習をしているとお聞きをしております。その中で、コーチの方々というのは、実際、自分がスキーをすることが目的で来ているわけではありません。指導することが目的であっても、必ずリフト券の購入はしなきゃいけないんですね。

それを考えますと、この割引が必要ではないか。要望としても出ていたと思いますが、それらに対して見解を伺いたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 シーズン中に何度も利用いただくこととなります競技者、競技団体のコーチについては、シーズン券の利用を想定しておりますので、競技団体の監督及び指導者のシーズン券は、基本料金6万8千円から4万5千円と、2万3千円の割引を適用しているところでございます。

今後も地元競技団体が利用しやすい料金体系を維持できるように、引き続き取り組んでまいります。

○金谷委員 今、年額、シーズン券ですか、2万3千円の割引、はあるよということは分かりましたけれども、これだけでいいのかってところで、ぜひ、競技団体が継続できるような、そういった支援が必要ではないかと思っておりますので、お願いいたします。

さらに、同じく地元の競技団体さんからお聞きしたところですが、練習をした後、コースが荒れるというところで、それを自分たちで全てきれいに整えてからでなければ帰ることができないという話なんですよ。

で、今、お聞きしたように、コーチの皆さんも、何人か大人はいるとしても、子どもの団体の場合は、練習しているのは子どもたちですよ。その子どもたちが、全て、練習に使ったコースをきれいにやらしてからでなければ帰れないという負担、これが非常に個人レベルとしては限界があるという話なんですよ。

これ、施設側が対応の協力っていうことも必要なのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 競技スキーの練習では、同じラインを何度も滑走するため、スキー板のエッジによりまして深い溝ができてしましまして、一般スキーヤーにとっては非常に危険なコンディションとなってしまいます。こうしてできた深い溝は、圧雪車での整備が難しいということもありますが、競技者が集中してできるように、施設側といたしましても、練習中は一般利用者の利用を制限するなど、一定程度、競技者に配慮しているところでございますので、練習後のコース整備については競技者の皆様に御協力をいただいているところでございます。

○金谷委員 協力いただいているっていうのは、現状、そうなんですけれども、ぜひ、それに加えて施設側の協力体制もお考えいただきたいと思えます。

最後に確認しますが、このリンクス、インバウンドが今非常に増えていて、先ほども、全体で今シーズン10万人を超えている、そういうお話でした。以前、このカムイスキーリンクスが旭川市に譲渡されてといいますか、その後、これをどうしていくか、このスキー場をどうしていくかっていう議論をずっと続けてきて今に至るわけなんですけれども、当時の目標は、本当に利用者の数を10万人というのが一つの目標だったと思うんですよ。それが、今や、毎年これを超えていくというのがもう完全に見込まれる、そういう時代に入ったなっていうふうに思っております。

インバウンドの増加、これがあって、当然、年間8千万円の利益も得られるということがあるなと思えますけれども、しかし、そうだとすると、もともとのこのリンクスの役割、市民スキー場であったというところでの市民のスポーツ振興の拠点としての役割、それが非常に重要であって、そこからインバウンドのほうにかなりシフトされてきている、そういう気がするんですよ。市民の方がお弁当も食べられないっていうような、一番初めに申し上げましたけれども、そういったリンクスであってはならない。

そういうことを、しっかりと、今日、お聞きした内容を受け止めていただきまして、今後のカムイスキーリンクスの運営について考え方をお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 カムイスキーリンクスに求められる役割、機能につきましてですが、今年度策定いたしましたカムイスキーリンクス管理運営計画において、交流人口増をもたらす体験型観光の拠点としての機能、競技力向上に向けたスノースポーツの競技拠点としての機能、長く愛され続ける市民スキー場としての役割と整理しておりまして、これらの視点から今後の施設整備方針、サービスの向上に向けた新たな取組を推進しているところでございます。

市民利用のことにつきましても、例えば、今シーズンは、先ほど御質疑のあったプレハブ施設に加えまして、第5リフトのエリアに休憩所を併設したバイオトイレを新たに整備したほか、アクセス向上に向けたシャトルバスの増便、また、小学生料金につきましても、昨シーズンに引き続き据置きとしたところでございます。

今後におきましても、カムイスキーリンクスが持つ、今、委員がおっしゃいました様々な機能、役割を踏まえまして、より多くの皆様に御利用いただけるような施設になるように取り組んでまいります。

○金谷委員 すみません、間違えました。もう一問ありました。

本当に最後に、今後のリンクスにおける市の考え方、部長から見解をお示しいただきたいと思えます。すみません。

○菅原観光スポーツ部長 これまでの委員の御指摘といたしましては、大きく3点あったというふうに思っております。

狹隘化対策、それから、若年層への料金区分の設定、それから、地元競技団体への取組と、この大きく3つの視点について御質疑をいただいたというふうに思っております。

まず、施設の狹隘化についてでございますけれども、休憩スペースが不足しているといった問題は、近年のインバウンドによる利用者数の増加により深刻さが増しているところでありまして、市としても早急な対応が必要であるというふうに認識をしております。

一方で、利用者の増により経営収支も上向きになっておりまして、プレハブ施設といった新しい整備にも着手できたところであります。今後も、こうした利用者増による財源の獲得と施設整備を通じた利便性の確保といった好循環を生み出していけるように、DMOと協議してまいりたいというふうに考えております。

2点目といたしまして、中学生料金の設定についてであります。

運用面での課題が残っておりまして導入には慎重な姿勢とさせていただきますが、若年層のスキー人口の確保もカムイスキーリンクスの重要な使命だというふうに認識をしておりますので、どのような方法がいいのか、指定管理者とともに市としても今後も引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目といたしまして、地元競技団体への取組についてであります。

地元競技団体としての役割を果たしていただくためには、インバウンド等を含む一般利用者も増加する中で、安心して練習に取り組めるコース確保が不可欠となりますので、引き続き、地元競技団体と情報共有を密にしながら、互いの協力体制を維持してまいりたいというふうに考えております。

す。いずれにいたしましても、多くの競技選手がカムイスキーリンクスをホームゲレンデとして日々練習に打ち込んでいるといった状況も踏まえまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

先ほど答弁にありましたとおり、カムイスキーリンクスは、冬季観光拠点、それから、スノースポーツの競技拠点、市民スキー場の3つの役割、機能を有しているというふうに考えております。これらをハード、ソフトの両面からバランスよく伸ばしていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、指定管理者と市が共に、検討について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○金谷委員 ぜひ、よろしくお願いします。

以上で、リンクスについては終了させていただきます。

では、続きまして、農業政策です。

私は、農産物等流通拡大支援費について伺っていききたいと思います。

まず、概要についてお聞かせください。

○杉山農政部長 農産物等流通拡大支援費につきましては、旭川産農産物の付加価値向上と流通拡大を目的とし、6次産業化に向けた新商品開発支援や、旭川食のアンバサダー等による各種PR事業、生産者と食関連事業者のマッチング、さらには、社会貢献を通じた旭川産農産物の販路拡大などに取り組むもので、令和8年度は3千609万6千円の予算を計上させていただいております。

○金谷委員 では、引き続き、今の拡大支援費の中で予算額の大きな社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業について伺いますが、この内容をお聞かせください。

○杉山農政部長 社会貢献型旭川産農産物販路拡大事業は、全国の子ども食堂や支援を必要とする世帯等に対し、主食であるお米を旭川産米として配付することで、国内有数の米どころとして社会への貢献を通じた形で旭川農業のPRを行うもので、令和6年度から実施しており、令和8年度は委託料として3千100万円を計上させていただいております。

なお、令和8年度の財源につきましては、事業を指定して寄附を行うふるさと納税のガバメントクラウドファンディング及び企業版ふるさと納税のみを活用しております。

○金谷委員 令和8年度は、かなりの金額の3千100万円計上とお聞きしました。

それでは、令和6年度、7年度、事業費はどうなっていたのか、お聞かせください。

○杉山農政部長 事業費についてでございます。

令和6年度、7年度につきましては、ガバメントクラウドファンディング、企業版ふるさと納税及び当事業に活用してほしいと指定を受けた一般寄附による寄附金を財源とし、令和6年度は310万円、令和7年度は1千552万5千円を民間企業への委託料として支出しております。

○金谷委員 これ、年々増えている、倍増しているということが分かりました。

委託しているということなんですけれども、委託先はどのように決定しているのか、お聞かせください。

○杉山農政部長 当事業の委託先の選定についてでございます。

令和6年度の事業開始に当たり、全国の子ども食堂等への旭川産米の寄贈やふるさと納税による寄附の募集など、事業を行うに当たり、必要な取組を示した上で公募型プロポーザルの参加者を募

ったところ、東京都に拠点を置くネッスー株式会社1者のみが公募に応じたため、プロポーザル審査会を経て同社を委託先として決定しました。令和7年度についても、同様の過程を経て同社に決定しております。

なお、来年度、令和8年度につきましては、随意契約参加確認公募を実施し、他の企業等の参加も募りましたが、応募がなかったことから、令和8年度の予算が成立した場合にはネッスー株式会社との随意契約にて事業を実施することを予定しております。

○金谷委員 同じ事業者が、これを、業務委託を受けているということが分かりました。令和8年度が3年目と。

旭川産米のこの配付量、そして配付先、どのように決めているのか、お聞かせください。

○杉山農政部長 旭川産米の配付量や配付先についてでございます。

初めに、旭川産米の配付量につきましては、お米の価格が年間を通じて変動することから具体的に指定をしておりますが、委託費の5割以上を旭川産米の購入費に、残りを流通や配付、寄附の募集、旭川産農産物のPR等に係る諸経費に充てることを条件としており、配付される米の量が十分に確保されるように努めております。

次に、配付先につきましては、市外分については、業務受託者であるネッスー株式会社が運営しているこどもふるさと便と連携する形で配付を行っており、東京都内については市区単位で、ほかについては道府県単位で、子ども食堂やフードバンク等と広域的なネットワークを有するNPO法人や協議会などへ納入し、最終的な配付先につきましては、納入先団体において調整し、決定しております。また、旭川市内分につきましては、子育て支援部から情報提供を受け、旭川市内で御飯食を提供する子ども食堂等の取組を行う団体及び子育て家庭へ食材の直接配付を行う団体44者にあらかじめお知らせし、希望のあった団体に配付を行っております。

○金谷委員 さて、それでは、これまでの配付の実績について伺いたいと思います。

○杉山農政部長 これまでの配付の実績についてです。

令和6年度につきましては、5都道県に計2千934キログラム、令和7年度につきましては、47都道府県に計1万5千707キログラムの旭川産米を納入し、それぞれの納入先団体を通じて、本市を含む全国の子ども食堂やひとり親世帯へ旭川産米をお届けしました。

これまでの取組で、市内は24団体、全国は560団体以上に、例えば、御飯1杯分150グラムを1食分として換算しますと、合計で約24万8千食分に相当する旭川産米を配付したこととなり、配付先の子ども食堂や家庭からは様々な感謝の声が寄せられております。

なお、米1キログラムあたりに要したコストは、消費税分を除いた事業費で換算すると908円、5キログラムでは4千540円となっております。

○金谷委員 5キロで約4千500円ということですので、非常に高過ぎるということでもないなというふうには思っていますが、当然、お米のみならず、委託金額になりますと、運送費ですとか、様々な経費が入っているのかなというふうに伺っておりました。

市内への配付量、これについて伺いたいと思うんですね。これは少ないと思いませんか。

○杉山農政部長 旭川市内への配付量についてでございます。

初めに、各都道府県へのお米の寄贈につきましては、令和7年度においては、まず、ベースとして1都道府県につき54キログラムを設定した上で、令和6年度に本事業へ寄せられた寄附件数の

上位10都道府県に対し、その寄附件数に応じ、残りのお米を案分し、追加で配付しております。

一方、旭川市内への配付については、市内の子ども食堂等の団体に対して事前に希望調査を実施し、希望のあった団体へ、その活動実績を勘案し、合計285キログラムのお米を配付しております。これは、都道府県単位のベース配付量54キログラムを大きく上回る量となっております。

○金谷委員 農政部としては、市内の配付量は必ずしも少ないとは思っていないという答弁だというふうに思うんですが、現場の声としましては、1回の申込みで5キロ2袋とかとなると10キロということなんですが、このくらいで、もう、1回ははけてしまうという量になっておりまして、これで十分というふうにはなかなか思えないということもあると思うんですね。

また、市内については、JAのあさがおさんに取りに行くということで、その時間帯も限定されておりますし、そのことがどうなんだろうと。これ、全部の委託先は東京のネスー株式会社ですが、しかし、旭川市内だけ考えると、各子ども食堂はJAのあさがおに取りに行く、連絡だけいただくということなんですよ。

ですので、そういうことで課題はないのか、伺いたいと思います。

○杉山農政部長 市内団体からの御意見についてでございます。

当事業は、旭川産米のPRを目的とした取組であることから、本州をはじめとする市外、道外への配付が重要であると捉えておりますが、市内については、米を受け取る際にJAの直売所を訪れることが米以外の農産物を購入するきっかけとなるなど、地産地消や地域へのPRにもつながる取組であると考えております。

しかしながら、今後につきましては、まずは市内団体からの要望や意見をしっかりと把握し、事業趣旨を損なわない範囲で可能な限り寄り添い、対応してまいりたいと考えております。

○金谷委員 ぜひ、受け取りやすさ、それから、各団体さんのニーズに合った量の確保、そういったところも、当然、事業趣旨を考えた上でということになりますけれども、対応をお願いしたいと思います。

では、事業の効果について、どう考えているのか、お聞かせください。

○杉山農政部長 事業の効果についてでございます。

当事業におきましては、物価が高騰し、食料の確保が困難さを増す中であって、配付先の団体や家庭から感謝の声が多数寄せられております。また、主要な目的である販路拡大の観点からも、市外で配付する米のパッケージに旭川市や旭川産ななつぼしと記載することでお米を受け取る方々へのPRを図っており、お米の産地としての旭川の知名度向上に貢献しているものと考えております。

さらに、ガバメントクラウドファンディングの取組として、ふるさと納税事業者の受付サイトで公開されることで、貧困や格差の拡大といった社会課題の解決に取り組む姿勢が前面に押し出され、全国の皆様から多くの寄附が寄せられていることから、旭川産米、旭川農業の認知度向上、寄附を通じた旭川農業への理解、応援につながっているものと考えております。

○金谷委員 今日は、詳細をお聞きいたしまして、大変すばらしい事業を展開しているなと思います。ますます、これ、クラウドファンディングも寄附も増えていくのではないかと。全国、9人に1人の子どもたちが貧困であるというようなことも分かっておりますので、大事な事業をしっかりとやっていただきたい。

今後の展望について、最後にお聞かせください。

○林農政部長 この事業の展望についてのお尋ねでありますけれども、こちらの事業は、当初から今の形ではなかったんですね。最初は、当然、企業版のふるさと納税という原資はありました。そこで、実際にどういう事業がいいかということで、メインとなる目的っていうのは販路拡大ということがありました。しかし、事業者の方々だとか、いろいろ関係者と協議を進めていく中で、今のこの社会貢献型という形をつくってきたわけです。で、そこと同時にというか、ガバメントクラウドファンディングも後ほど追加をしてきた、そうやって少しずつ成長してきた事業であります。

で、結果的に、今いろいろとお話いただきましたけれども、私自身、プラットフォームとしては非常に優れた事業だろうというふうに思っています。そこはもう間違いないと思っています。自分たちで稼ぐというか、寄附ですけれども、財源を確保しつつ、社会貢献ということで、しかも、販路拡大という主目的に全国的な展開を生み出せるというような、こういった事業はそんなに多くないだろうというふうに思っています。それもあって、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合っていうのがあるんですけれども、昨年、そちらのほうのシンポジウムがありまして、実は優秀事例として表彰されているわけですね。

そこで、ほかの自治体との連携っていう形もいろいろ見えてきましたし、たまたま、今回、受託先でありますNESSー株式会社ですけれども、こちらのこどもふるさと便という中では、旭川産のお米だけではなくて、ほかの農産物もそうですし、ほかの地域の食材と組み合わせることによる相乗効果だとか、いろいろな広がりっていうのを見せられるような、そういった事業にはなっているというふうに私も承知をしております。

今後、事業展開ということになれば、今の形がベストかと言われると、いろいろあるかと思います。たまたま今の社会的な状況を考えると、流通コストだとか、様々な構造を考えると、こういうスタイルでやれる事業者も限られているということですが、当初、プロポーザルでやったときには、我々が考えつかないような新しい手法、流通、サプライチェーン全体を通して、そういった仕組みも含めた提案がある可能性もあるという、そんな思いもありましたし、今後そういったことがないとは限りませんので、その辺は、我々としても、様々な意見だとか提案を聞き入れるような、そういった柔軟な姿勢を持ってこの事業を充実させて、ますます発展させていきたいなというふうに思っております。

○金谷委員 この旭川産農産物のブランド化、そして、販路拡大につながり、地域貢献、全国の皆さんが旭川産米を食べているということが分かりました。ぜひ、これからも充実して頑張っていたきたいということで、この件については、以上で終了したいと思います。

委員長、もう一つやってもいいですか。

○江川委員長 はい。

○金谷委員 それでは、土木に入っていきたいと思います。土木は3事業を用意しておりますが、1つ目、風の子館について伺ってきたいと思います。

都市計画公園整備費のうち、春光台公園において、令和8年度予定している施設改修の事業概要と予算額について、まずは伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 8款5項3目の都市計画公園整備費のうち、春光台公園で令和8年度に予定している施設改修の事業概要につきましては、工事請負費として、自由広場の老朽化し

た遊具改修に1千800万円、園路や遊具周辺のバリアフリー化に200万円を計上しております。

○金谷委員 春光台公園の施設改修についてですが、もともとこの風の子館は木造の遊具ですが、取り壊されて、新しいプラスチック製の遊具にするという方針が示されていたと思います。それが一旦保留となりまして、この遊具改修について再検討を行っていると思いますが、これまでの経過を確認したいと思います。

まずは、風の子館に替わる新遊具を決定した時期、どのような手続を踏んで決めてきたか、伺います。

○和田土木部公園みどり課主幹 春光台公園の大型木製遊具、風の子館につきましては、平成4年からの3年間で整備され、春光台公園を代表する遊具として長く使用されてきましたが、老朽化により、平成29年から部分的に使用禁止の措置を講じ、令和5年に、施設全体の安全な利用が確保できないと判断し、全面使用禁止として現在に至っております。

このため、令和5年度から新遊具の検討に着手し、設計作業と並行して、近隣の幼稚園や小学校などで新遊具案のアンケート調査を実施したほか、春光台公園運営協議会での意見交換、旭川市緑の審議会での審議、市のホームページにおいて意見募集などを行い、令和6年3月末に更新整備案を本市のホームページに公表しております。

○金谷委員 一応は手続を踏んできたというふうに御説明がありましたけれども、一方で、現地周辺市民には伝わっていなかったという声もありまして、えっ、そういうことなのか、風の子館、壊されてしまうのか、そういった声が入ってきているということでございます。

そこで、風の子館の再活用の可能性について、議論をせず、撤去ありきだったのではないかと、当時の検討において再活用についてどのように説明をしていたのか、伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 風の子館の解体、撤去に関する市民等への説明につきましては、春光台公園運営協議会の協議結果を、その都度、ホームページで公表しておりますほか、更新整備案につきましても、ホームページやSNS等を通じ、広く市民に周知を図っております。また、当時の検討では、風の子館については全面使用禁止となっている状況でもあり、仮に、改修して使用する場合、多額の改修費が必要になると判断し、撤去した上で新たな遊具を設置する方向で説明を行っております。

○金谷委員 多額の改修費が必要、そういう想定をしていたってことですね。それが壊してしまうという判断になっていたということですが、この風の子館に替わる新しい遊具、プラスチックの遊具、その議論っていう過程において意見があったと思います。

どのようなものがありましたか。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館に替わる新遊具につきましては、主に春光台公園運営協議会において意見交換を行ってきており、第1回協議会では、参加者から、安全に遊べる冒険心をくすぐる遊具への更新が妥当であるとの意見が出されたほか、第3回協議会では、近隣の幼稚園や小学校などで複数の遊具案を示し、実施したアンケートで選ばれた遊具案に対して、協議会の参加者の意見と合致する遊具が選定されたとの好意的な意見をいただいております。また、令和7年1月に開催した協議会で風の子館の再活用に関する意見が出ている報告をした際は、少し立ち止まって検討を進めてもよいという意見や、新しい遊具も魅力的であり、まずは安全第一で遊んでほしい

といった意見をいただいております。

○金谷委員 新遊具の整備案公表後、これが壊されるということが、はっきりと方針が見えた段階で、風の子館を残して再活用してほしいという声が市民から上がってまいりました。

その要望の概要について伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館の再活用に関する要望の概要につきましては、解体、撤去を一旦立ち止まり、市民や専門家の意見に耳を傾け、ユネスコデザイン都市にふさわしい方向性を検討すべきであること、建築的な立体性があり、季節を問わず遊べるように開発された遊具で、遊環構造と呼ばれる理論を適用するなど、既製品の遊具にはない、代え難い魅力と価値を有したものであり、当初のデザインの完全な再現を目指すのではなく、予算に合わせてどの範囲まで改修するかを検討すべきであることなどとなっております。

○金谷委員 この風の子館に対して、残してほしいという要望を踏まえて、今年度は再活用の可能性を探る調査に入ったと思います。

調査の概要について伺います。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館の再活用調査の概要につきましては、改修方針を検討し、経済性を含めた様々な角度から検証を行うことを目的としております。

主な内容としましては、健全度調査により施設の状態把握を行うほか、破損箇所等の修繕、補修を主とする手法での改修案を整理し、既に検討済みの整備案と比較検討を行い、それぞれの改修案のメリット、デメリットについて取りまとめを行うこととしております。

○金谷委員 現在、調査が行われたと思いますが、改修する場合の費用、これについて、どう想定しているのか、お答えください。

○和田土木部公園みどり課主幹 風の子館を再改修する場合の費用につきましては、木製部材の腐朽などの老朽化した箇所や、子どもたちの安全な利用に支障が生じる箇所など、安全な利用を最低限確保するための部分的な改修で、当初の更新整備案より1割程度高くなるものと試算しているところでございます。

○金谷委員 1割は高くなるよと。ただ、もともとの、壊してプラスチック系の遊具にした場合は、大きさは現在の風の子館の10分の1程度っていうふうに聞いているんですね。金額は同じくらいであっても、非常に小さくなってしまわないのか、また、プラスチックでよいのか、今の木製の遊具が非常にすばらしいということもありまして、こういった声が入ってきたのだと思っております。

今のところ、最終的な結果はまだ出していないというふうにはお聞きしておりますけれど、活用する場合の費用、これがどの程度か分かったんだというところで、今回の調査は非常に意味のあったものと思っております。

この調査結果を踏まえた上で、改修に際しての課題も含めて認識を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 先ほどの答弁にありましてとおり、風の子館を改修して再利用とした場合、安全に利用する上で支障がないと考える範囲の部分的な改修の実施にとどまりますので、利用を再開することで生じる維持管理において今後も修繕費用が発生することが想定され、新規に遊具を設置する当初更新整備案と比較して維持管理費用が課題となる等の課題がありますが、今回の調査結果を踏まえて現施設の再活用は可能な範囲にあると考えており、今後、様々な意見を

お聞きしながら整備の在り方を決定していく考えでございます。

○金谷委員 補修等も木製の場合は継続的に必要だということもあって、そういった修繕の費用もあるのではないかとということでございますが、市民の中では、市民団体ができておりまして、ここが残るのであれば、その木部について皆で定期的に補修の協力、そういったところもボランティアとして行っていきたい、そういったお考えも聞いておりますので、ぜひ、そこも頭に入れて考えていただきたいと思います。

来年度は、この方針について市民への説明に入っていくのではないかとと思いますが、どのようなことを検討していますか。

○星土木部公園みどり課長 大型遊具の改修事業に関わる市民説明についてですが、春光台公園の整備や利活用について意見交換を行う場として設置しました春光台公園運営協議会や、附属機関である旭川市緑の審議会でご意見をいただくほか、一般の方を対象とした説明会の実施、近隣小学校を対象にアンケートを行うなど、市民全般が利用する総合公園であるという観点からも、事業について広く説明を行い、周知を図ってまいりたいと考えております。

○金谷委員 市民への説明をしていくということで、最終的にこれの結論っていうのはいつ頃出るのか、お考えをお聞かせください。

○星土木部公園みどり課長 意見交換の場として開催を検討しております春光台公園運営協議会につきましましては、地域にお住まいの方などへ参加を依頼するほか、参加者の公募を予定しており、周知を含めた手続期間を考慮しますと、協議会の第1回開催は8月頃になると考えております。その後、複数回の協議会を行うことや、ほかの説明会などでいただいた意見を集約し、結論を取りまとめることなどとなるため、最終的な結論は本年秋以降になるものと考えております。

○金谷委員 いよいよ、新年度、市民説明を開始しながら結論は秋というところで、改修のほうでぜひとも進めていただきたい、そのように思っております。

風の子館の再活用については、これは、本当に全国を見ても少ない、まれな価値の高い木製遊具ということでもあります。建築的にも、景観的にも、価値のある遊具であると評価が高いわけですね。

今後、遊具改修について議論が進むと思いますが、丁寧に進めていただき、改めて、今後、事業をどう進めていくのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○富岡土木部長 春光台公園の風の子館につきましましては、令和5年度に、現在の施設を撤去して新たな遊具を設置する方向、そういった方針を定めたところでございますが、その後、様々な御意見をいただきまして、一旦立ち止まって、撤去するとしていた風の子館の再活用の可能性について、改めて調査を実施し、改修費用も含め、検討作業を行ってきたところでございます。

その調査の結果、当初の更新の整備案と風の子館の改修の整備案のどちらの案で整備をするというふうにいたしましても、それぞれメリット、デメリットがございまして、ライフサイクルコストのほか、SDGsの考え方や多様な価値観といった点も踏まえた上で、様々な観点から総合的に判断することが求められておりますし、また、そうした対応が必要であると考えております。

今後、この事業の実施に向けましては、それぞれの整備案の考え方を市民の皆様に丁寧に御説明をして、事業の御理解が得られるよう取り組みながら進めてまいりたいと考えております。

○金谷委員 ぜひ、この改修案の理解というところで、分かりやすく御説明いただきまして、その

価値等も市民の皆様にお示しした上で、秋には必ず改修の結論を出していただきたいと述べまして、風の子館については終了させていただきます。

○江川委員長 あともう1項目、何分ぐらいのものがございますか。

もしよろしければ、こちらで休憩に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時20分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、土木部に、引き続き除排雪について伺っていきたいと思います。

さきの質疑によりまして、予算と概要については、既に37億6千万円余りということで御説明をいただいておりますので、ここは割愛していきたいと思います。

基準について、まず、現在どのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹 除排雪の管理基準につきましては、道路の持つ機能や役割を勘案して、幹線道路、生活幹線道路、生活道路などに大別し、それぞれの除雪管理基準を設けております。

幹線道路につきましては、円滑な道路交通を保つため、所定の車線を確保し、道路脇の路側部から歩道の施設帯の間に雪を寄せるものとしております。生活道路につきましては、所定の幅員を確保し、除雪でかき分けた雪を、交差点の見通しの妨げにならず、間口や車庫などの生活に支障のない道路脇に堆積することとしております。

幅員の管理基準につきましては、幹線道路は所定の車線数を確保することとしておりますが、厳冬期にまとまった降雪があった場合は、路面状況、交通状況に応じて最低限確保すべき幅員基準を設けております。生活幹線道路につきましては、小型車が擦れ違い可能な5メートルから6メートル程度、生活道路につきましては、小型車と歩行者の擦れ違いが可能な3メートルから4メートル程度に設定をしており、いずれの道路も30センチメートル程度の圧雪路面で管理することとしております。

また、除雪作業で道路脇に寄せられた雪が大きくなるため、所定の基準を確保するために計画的に排雪作業を行っているところでございます。

○金谷委員 今、基準を詳しくお聞きいたしました。温暖化の状況でもありますので、いろいろな市民要望があるのではないかと思います。除雪の基準もこれまで変更してきたと思いますので、この変更についてお聞かせください。

○今井土木事業所主幹 除排雪基準の変更状況といたしましては、それまで1級から5級に大別されていた道路種別を、平成27年度に策定した雪対策基本計画において、現行の幹線道路や生活道路などに変更したほか、生活道路の管理する圧雪厚も50センチメートルから30センチメートルに変更しております。また、令和3年度から実施している生活道路の排雪強化の取組により、生活道路の排雪を、基本2回、実施することに変更しております。

○金谷委員 昔からこの圧雪除雪ってところが課題と思われておりますが、以前の50センチ

は30センチに、より薄くしてきたということが分かりましたし、もちろん、排雪については、市長公約によって2回、それまで1回だったのが2回となったことによって、除雪だけではなく、やはり排雪が非常に重要ということもありますので、市民の皆様からの要望にお応えしてきたということが分かっておりますが、この除雪の出動について、雪が降った場合にどのように判断して出動が決められているのか、伺いたいと思います。

○今井土木事業所主幹 本市の除雪作業は、除雪センターが設けている市内50か所の観測点における降雪状況やパトロールにより、道路状況を確認の上、幹線道路では10センチメートル、生活道路では15センチメートルの降雪が予想される場合で、車両通行に支障が生じるおそれがある場合に出勤することとしております。また、通勤、通学の時間帯に支障のない朝7時までに作業を完了させることと定めております。作業にはおおむね7時間程度必要であることから、遅くとも0時までに出動の判断をする必要がありますが、最近では、除雪機械などを準備する時間を考慮し、22時までには判断するというような傾向にあります。

○金谷委員 市民からのお話ですと、夜の12時までに降った場合は除雪のはずなだけども、入っていないというようなことですね。今のお話ですと、12時ではなくて、その2時間前の午後10時ですか、22時までには判断しているので、そこは除雪が入っていないということで、考え方が違うのではないかという声があります。

このような除雪に入っていないというところについて、判断がうまくできていないのではないかと、どのように考えているのか、伺いたいと思います。

○田中土木事業所長 朝方の急激な降雪につきましては、オペレーターの確保など、除雪体制の構築が厳しい状況にありまして、現状では対応に限界もございますが、しかしながら、近年の集中的な降雪状況を踏まえまして、朝方の急な大雪に対しましては緊急的な対応も必要と考えてございまして、昨年12月26日の夜から27日の朝にかけまして観測史上最多タイとなる12時間36センチメートルの降雪があった際には、27日午前2時に緊急除雪の出動を指示しまして、未明から翌日にかけてという時間を要しながらも除雪作業を実施してきたところでございます。

委員の御指摘の適切な出動判断に向けましては、令和6年度より、郊外の観測点に積雪センサーカメラを設置し、どこからでも現地の状況を確認できるシステムを導入しているところでもございまして、今後、市街地における設置の箇所数、こちらの拡充を図りながら出動判断の効率化を進めるほか、除雪センターと市が同様の気象予測情報を活用し、降雪予測を共有しながら出動に備えるなど、より適切な出動判断につなげてまいります。

○金谷委員 さきの質疑でも分かりましたけれども、苦情、いわゆる除雪に対する要望っていうか、市民からの市民要望、その部分におきましては、近年の苦情の1位はざくざくで走れないっていうのが示されていたと思います。

これ、答弁でもう既に明らかになりましたので、私は割愛していきたいというふうに思いますけれども、答弁によって、今シーズンは12月中に、この雪を、生活道路の雪を取り除く作業を実施した、これまでと違ったんだと。それによって、今年は、早い時期から、車が通るところも路面が出ていて雪がきれいになっている、今までとは違うという印象がありました。その理由が分かったわけです。試しにやってみたというところで、そのことについては、今後、引き続き、これをまた次年度もやるというような考え方、作業継続を検証するということが分かりましたので、私は、重

ねてこの部分については聞かないで、次の課題に入ろうと思いますが、雪出しについてです。

これ、問合せもあると思います。条例もできました。雪出し行為の対応状況を伺いたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 令和５年度の雪対策基本条例制定後の通報やパトロールによる雪出しの対応件数といたしましては、令和５年度が１２９件、令和６年度が１３３件、令和７年度は、３月１０日時点の速報値ですが、１２８件となっております。

○金谷委員 数字的にお示しいただきましたが、印象としては少ないような、数がですね、シーズンを通して１００件ちょっとってことのようにありますけれども、実際には非常に困っているんだと思うんですね。

雪出しの通報、どのように対応しているのか、お伺いいたします。

○石持土木部雪対策課長 市民からの連絡や道路パトロールにより雪出し行為が発見された場合は、現地での調査を行い、雪出しの有無を確認し、原因者が特定される場合には、直接、口頭による注意、原因者が不明な場合には、周辺へのチラシの配付や立て看板の設置に取り組んできたところであり、今年度、令和７年度は、雪出し禁止ののぼりを当該箇所を設置するなどの対応を行っているところです。

○金谷委員 そうですね。努力はしているということが分かりました。

しかし、なかなか改善はされていないように見受けられます。市民への周知、これについて、どうなっているのでしょうか。自分の敷地内の雪は自分の敷地内で処理をする、道路に出していただいては困るわけですね。これが原則なんですけれども、これを市民の皆様はしっかりと分かっているのでしょうか。

きれいに除雪がされた直後に自宅の雪をどんどん道路に出している状況をよく目にいたしますが、これでは、どんなに除雪できれいにしていっても仕方がないといえますか、また山のように道路に雪が積まれているっていうのもよくあると思います。

どうなのでしょう。

○石持土木部雪対策課長 条例内容の周知として、特に、雪処理ルールの遵守やマナーの向上について、条例制定後から、広報「あさひばし」のほか、テレビCM、SNS、ホームページでの情報発信、各種イベントでの広報活動に加え、除雪企業のパトロール車に拡声器を設置し、広報するなど、様々な形で周知啓発に取り組んでまいりました。また、道路への雪出し行為の対応として、町内会や市民委員会の役員の皆様による地域と除雪企業、市の３者で、地域の道路状況や雪出し状況の確認を行う３者合同のパトロールに加え、新雪除雪出動時に市職員が早朝より雪出し通報箇所を確認し、指導等を行う早朝パトロールの実施などにより対応を図っているところです。

○金谷委員 排雪をしてもすぐに雪が出されているという状況なんですけれども、市民の皆さんは果たして本当にこの部分を、きちっとルールを守っていただいているのか、そこを、この取組、地域の住民を交えて進めていかなければならないと思います。

地域では様々な集まりがあると思いますので、町内会、市民委員会等の総会、そういったところで、必ず担当の役員からの説明で、しっかりと、これがマナー違反でありますよということを、皆で協力しないと市の除雪費用もさらに莫大になっていくということを含めて、御理解をいただかなければならないと思います。

地域住民を交えての協力体制の構築、これについてお考えをお聞かせください。

○高橋土木部雪対策担当部長 雪出しへの対応についてでございます。

雪対策に関する周知啓発につきましては、今、課長のほうからも答弁がありましたが、これまでも、除雪体制や出動基準などの市道の除排雪に関する情報に加え、雪処理のルールやマナーなどの啓発を広報「あさひばし」、ホームページやSNSなど様々な媒体を通じて周知に努めているところでございますが、目に見えて雪出し行為が減少している状況にはないというふうに認識しております。

道路への雪出しは、道路幅員の減少や見通しの確保など、交通への影響に加え、除雪作業への支障や排雪量の増加にもつながり、至っては除雪費にも影響を与える大きな課題であり、対応については工夫や拡充を図っていかねばならないというふうに考えております。

この雪出し行為につきましては、市民委員会や町内会など、地域主体でマナーの啓発などを行っていただいているような先駆的な地域もございますし、条例制定後3年が経過し、市におきましても通報や指導に当たったデータが蓄積されておりますので、改めて、除雪連絡協議会などで事例も含めて共有し、広く周知するとともに、委員の御指摘にもございましたとおり、地域と連携した体制づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、重機を使用した雪出しや繰り返し行われるような悪質な雪出しに対しましては、警察とも連携して対応するなど、雪出し行為への対応の実効性を高めて、条例の目的でもあります、誰もが安心して暮らすことができる冬季の生活環境の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○金谷委員 この雪出しルール・マナーについても、当時、条例化ついでいうところで議論したときに、罰則まで入れるかどうかというところが議論の対象になったと思うんですが、実際にはこういう今のような状況で、非常に、なかなか進まないし、厳しい、その辺も今後考える必要もあるのかもしれないというふうに指摘をして、除雪については以上で終了させていただこうと思います。

続きまして、土木部、残りの1項目です。

都市計画道路整備について、永山東光線について伺いたいと思います。

来年度の概要、予算額についてお示してください。

○寺門土木部土木建設課主幹 本事業は、都市の骨格を形成する都市計画道路や橋梁の整備を行うものでございますが、令和8年度は、北海道の事業認可を受け、作業を進めております永山東光線につきまして、本格的に工事に着手する予定としており、仮称豊星橋下部工の工事に要する費用として1億9千万円、事務費として900万円、合計で1億9千900万円を計上しております。

○金谷委員 それでは、都市計画道路整備受託費についてです。

令和8年度の事業概要と予算額についてお聞かせください。

○興村土木部用地課長 都市計画道路整備受託事業につきましては、現在、北海道が事業を進めております都市計画道路永山東光線第1工区、ここに引き続き実施されます永山東光線及び金星橋通第2工区、これに関わる用地取得業務を旭川市が受託して実施するものでございます。

令和8年度の予算額は1億6千万円を計上しており、内訳といたしましては、土地購入費として1千200万円、移転補償費として1億3千990万6千円、事務費として809万4千円となっ

てございます。

○金谷委員 これは、北海道の道道というところで、その部分を市が肩代わりして用地の取得業務を行うということでもあります。

それでは、この北海道第1工区の用地取得受託業務、これは、令和4年度までに完了していると思っていましたが、今後の受託業務の予定についてどうなっていますか。

○興村土木部用地課長 今後の用地取得に向けた受託契約につきましては、現在、北海道と協議を進めているところでありますが、今後、事業が本格化する第2工区、こちらの全体事業スケジュールについては、現在精査中というふうに伺っております。

令和8年度の予定といたしましては、永山10条1丁目の第1工区側から用地取得を進めていきたい、そういう意向を伺っているところでございます。

○金谷委員 北海道第2工区については、今後、用地取得の受託業務を進めていくということですが、旭川市が事業主体である整備区間の事業期間と進捗状況についても御説明をいただきたいと思えます。

○寺門土木部土木建設課主幹 本市の整備区間における事業期間につきましては、令和5年度から令和14年度までの10年間となっておりますが、これまでに路線測量や地質調査、橋梁設計などの調査設計業務を実施しておりまして、道路部の実施設計につきましては今年度中の完了を予定しているところでございます。

○金谷委員 これまでもそうだったんですけれども、事業が遅れているのではないかと、そのような印象を受けております。

事業完了の見通しについて御説明ください。

○小松土木部土木建設課長 事業期間につきましては、いわゆる2024年問題や週休2日制の導入といった働き方改革の影響などに伴い、事業期間を延伸する可能性はあるものと考えております。また、本事業は、北海道が事業主体として整備を行っている道道区間の事業進捗にも大きく影響してまいりますことから、北海道とも連携し、密接に連絡調整を行いながら、可能な限り早期の整備完了を実現できるよう努めてまいります。

○金谷委員 初めの予定と変わってきて、道道というところが入ってきたということもありまして、現在、このような進め方というふうに理解しております。

市が実施する区間の用地の取得予定時期、これはどうなっていますか。

○小松土木部土木建設課長 本市の事業区間の用地取得につきましては、令和8年度に都市計画法に基づく手続を完了した後、令和9年度から用地確定測量や物件補償調査を実施する予定でありますことから、用地買収や物件補償はそれ以降となる見込みとなっております。

○金谷委員 まだまだ地域としては先になるんだなあというふうに見えるわけでもあります。

地域の要望もある事業ということで長年にわたって課題としてまいりましたが、地域への説明、その経過について伺いたいと思います。

愛宕では、一体いつになればこの永山東光線が開通になるのか、もしくは、もうこの事業はなくなってしまったのか、そういう声がありますが、地域説明の経過を伺いたいと思います。

○小松土木部土木建設課長 地域への説明経過につきましては、都市計画変更を行った平成23年と、一部、施工区間が道道へ昇格した平成26年に地元説明会を開催しております。

また、都市計画事業の認可に伴い、事業スケジュールや拡幅に係る土地の制限等について説明するため、令和5年6月に新星地区と豊岡地区で説明会を開催したほか、令和7年6月には豊岡地区において、再度、説明会を開催しております。令和5年度の説明では、一部住民から覆道の通行体系に関する説明を求める意見があり、その後、設計の見直しや個別説明を行い、理解をいただくための対応を進め、令和7年の説明会では、反対意見などなく、一定の御理解が得られたものと考えております。

今後も、事業の進捗に合わせ、適宜、地域への説明会などを開催するなど、丁寧な対応に努めてまいりたいと思います。

○金谷委員 今回の質疑で、大体の進捗状況もよく分かりました。地域の市民生活においても大きな影響がある事業、しかし、これまでも事業の進捗はなかなか見えなかったと思います。地域に寄り添った対応をしていただきたいと思います。

この点、最後に、市の受け止めについて、改めて伺います。

○富岡土木部長 地域に寄り添った対応ということでございます。

先日の江川議員の大綱質疑におきまして、来年度の土木部の推しの事業ということで、永山東光線の整備について取上げをさせていただきました。

その中でも触れさせてはいただきましたが、この事業は、川のまちである本市におきまして、都市計画道路としては最後の長大橋を整備するというもので、これによって、まだ、一部、拡幅整備が必要な路線が残ってはおりますけれども、旭川圏の都市計画道路が全てつながって、本市の幹線道路網としての整備が大きく前進するということになります。完成後は、国道39号や道道旭川環状線の交通混雑の緩和、豊岡・東光地区と永山地区のアクセスが向上して、本市全体の円滑な道路交通に大きく貢献する事業であると認識しております。

事業の実施に当たりましては、次年度から橋梁の工事に着手をして、用地の取得状況を踏まえながら、順次、道路部分の整備を進めていくということになりますが、用地買収等に時間を要することが想定されますことや、働き方改革や建築業界に人手不足などもあって、事業スケジュールにつきましては、今後、柔軟に対応していく必要があると考えております。

一方で、委員の御指摘のように、本事業は、工事の間の騒音、また振動、また、道路形態が大きく変わるということで、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼすということは十分に認識をしております。さらに加えて、用地買収はいつ頃なのか、橋はいつ開通するのかなど、現状では、事業の進捗が見えない中、不安に感じている住民の方もおられると思います。今後も、事業の進捗に合わせて、適宜、地域の方々に情報提供を行い、御意見をお聞きするなどの地域に寄り添った対応を進めながら、着実に事業が推進していくように努めてまいります。

○金谷委員 いよいよ、この橋の部分に着手するということなので、これは、地域住民から見ても目に見える形で工事が入ってくる、やっとなんていうところで、用地は、まだまだ先々の調査、そして、その後の用地買収の動きをしなければならないわけですが、それが見えてくるのかなと思います。もうこの事業をずっと取り上げてきましたけれども、かなりの時間がかかっておりまして、今日の質疑でも分かったように、さらに、これについては、今後の働き方改革や資材高騰等を含めて、さらに、用地買収がスムーズに進むかも分かりませんので、また時間がかかってしまう可能性はある、しかし、そうは言っても、これまでの市民要望に応じて最後までこの事業をしっか

りと終わらせるということをお考えだということで、改めて安心をいたしました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、この永山東光線については、以上で終了をさせていただきます。

ここから、4事業、経済対策について、順番に伺ってまいります。

まずは、A I、D Xの活用についてです。

会派としましては、物価高対策として、これまで、中小企業、特に飲食店が厳しい状況であるということをお伝えしてまいりました。その対応策として、新年度予算の工夫した事業ということでお聞きをしてまいりましたが、一つは、前段、うちの会派の高橋紀博委員さんの質疑でもお聞きさせていただきましたスポットワークの部分ですね。そのところの内容は明らかとなっております。

もう一つの、2事業のうちの1事業、中小企業A I・D X活用支援事業、これを経済部としては中小企業の物価高対策として考えたということなんですけれども、この事業の概要と予算について、まずはお伺いいたします。

○後藤経済部産業振興課長 本事業は、市内中小企業がA Iやデジタル技術を活用し、業務効率化や生産性向上を図ることで経営基盤の強化につなげることを目的として実施するものであります。

現在、市内中小企業は、物価高騰や人手不足、働き方改革への対応、さらには賃上げへの対応など、複合的な経営課題に直面しており、限られた人員で事業を実施していくためには、業務の効率化や生産性向上が重要となっております。

本事業では、A I活用に関する専門家による伴走支援とデジタルツール導入に対する補助制度を組み合わせることで、単なる機器導入にとどまらず、導入後の運用や定着までを支援する仕組みとしております。令和8年度の予算につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、総額5千万円を計上しているところであります。

○金谷委員 5千万円ということで、国の交付金を利用したということです。

事業の具体的な内容が、なかなか、これ、分からないので、それについて御説明ください。

○後藤経済部産業振興課長 本事業は、大きく2つの取組で構成しております。1つ目は、A I活用伴走支援事業であり、市内中小企業を対象として、専門家による個別支援を行い、A Iツールの選定から業務への活用方法まで、企業の実情に応じた支援を行うものであります。2つ目は、デジタルツール導入支援補助金であり、A Iやデジタルツールを導入する際の初期投資費用を補助することで、導入のハードルを下げ、地域全体のデジタル化を促進するものであります。

補助制度につきましては、補助率を4分の3とし、通常枠では上限を200万円で14件程度、小規模事業者向けには上限60万円で22件程度とすることで、より多くの企業が活用できる制度としております。

○金谷委員 補助金として、デジタルツールを導入した場合に200万円、もしくは60万円、それぞれ14件、22件という見込みで組立てをしたということですが、なぜこの事業を実施することになったのか、飲食店の支援というところを考えたときに、これが必要であったのかどうか、ニーズ、声はどうでしたか。

○後藤経済部産業振興課長 本事業の実施背景でございますが、近年、A Iやデジタル技術の活用は、企業の競争力向上において重要性が高まっておりますが、市内企業から、人手不足の中で業務効率化を進めたい、デジタル化に取り組みたいが、何から始めればいいのかよく分からない、導入後

の運用やセキュリティー面が不安であるといった声が寄せられております。また、物価高騰や人手不足が続く中で、生産性の向上や業務改革を進める必要性が高まっていることから、デジタル技術の活用は中小企業の経営において重要な取組となっております。

こうした状況を踏まえ、企業が段階的にＡＩやデジタルツールを導入し、継続的に活用できる環境を整えるため、本事業を実施することとしたものであります。

○金谷委員 ニーズがあった、それは人手不足っていうところが大きい、そういうことで、それに対応できる、そういうツールである、そういう組立てをしたよということであるのですが、ＡＩとかＤＸというふうに表現されております。大きな企業向けであれば、当然、理解できるし、スムーズに取組が可能かなと思いますけれども、市内の中小零細、ましてや飲食店の皆様が、これ、使えるのかっていう不安があるのですが、そのメリットについて伺いたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 ＡＩやデジタル技術は、大企業だけではなく、中小・小規模事業者にとっても業務効率化や人手不足への対応などに有効な手段であると認識しております。例えば、受発注管理や在庫管理、顧客管理など、比較的小規模な業務改善から始められることも可能であり、小規模事業者においても十分に活用が期待されるものであります。

本事業では、小規模事業者向けの補助枠を設けるとともに、試行導入による検証段階と本格導入による定着支援の２つの段階を設けることで、企業の状況に応じて無理なくデジタル化を進められる制度としております。

○金谷委員 これ、新しい制度、事業ということで、令和８年度、新年度からスタートすることなんですけど、実際に、小さな小規模飲食店に使ってもらえる仕組みとなるのかどうか、その点、どのように考えているのでしょうか、伺いたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 本事業の活用を促進するため、旭川情報産業事業協同組合などと連携しながら制度周知のための説明会を開催するとともに、旭川産業創造プラザなどの支援機関と連携しながら企業訪問や相談窓口を通じて利用促進を進めてまいります。また、ＡＩやＤＸの活用事例を紹介するセミナーなどを通じて、企業が具体的な導入イメージを持てるよう工夫しながら、制度を活用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○金谷委員 何とか努力して使っていただけるように組み立てたいと、その意欲は分かりました。

ただ、物価高騰対策をしてくださいと言ってきた、そのための２事業、新しいこのＡＩ・ＤＸ活用、そしてスポットワークってところで、これ、果たして本当に利用可能なのかどうか、なかなかハードルが高いんじゃないか、そんなふうには思っておりますし、実際に飲食店の方の声としても、それぞれのお店によっては仕組みが違う中で、組み立てるためだけに、その店ならではのデジタルツールの内容を組み立てていただくとそれだけで何百万円もかかってしまうのに、それを６０万円くらいで導入するという気にはなれないというような声も入っております。ただ、何とか使っていただくようにしていくということで事業を予定したということです。

うちの会派の高橋紀博委員さんもお聞きしていましたが、現在、中東での有事により、ガソリンが、もしくは灯油が全て高騰していくところでもありますので、これを考えますと、全ての物価高、さらに影響を受けていくという可能性がある中で、そこについては、時点、時点で高騰に対しての対策も検討するという答弁もいただいたと思っておりますので、この点については、もうこれ以上申し上げることはいたしませんけれども、ぜひ、そのことも頭に入れていただい

て、新年度の事業執行、そして、必要に応じての補正等も考えていただきたい、この点、指摘いたしまして、A I ・ D X活用については終了させていただきたいと思います。

残り3事業ですね。順々に行きたいと思います。

中心市街地出店促進事業です。

中心市街地来街環境整備費、まず、この事業の概要と予算について御説明ください。

○小松経済部経済交流課主幹 中心市街地出店促進事業は、中心市街地出店促進補助金と、出店相談や空き店舗の情報収集などを行う空き店舗出店促進支援事業委託から成っており、令和8年度の予算につきましては、補助金に係る家賃補助として502万2千円、補助金選定委員会の委員謝礼として11万6千円、委託料として250万円の合計763万8千円を計上しております。

○金谷委員 中心市街地の部分、活性化に寄与するということで、中心市街地は18丁目までが範囲ということですので、必ずしも中心部、本当の買物公園沿いでなくても使っていただけるということは分かります。

ここで、新規に出店する店舗に対して空き店舗を利用する際、家賃補助を出しているよということです。これが500万円ちょっとですね。さらに、委託料として250万円ということです。

まず、補助金、この目的、そして内容について伺いたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹 当該補助金は、中心市街地における空き店舗の発生を抑制し、商店街のにぎわいを維持するとともに、新規出店者の立ち上がり時期の経営リスクを軽減するということを目的としており、旭川市中心市街地活性化基本計画で定めている中心市街地区の対象となる施設に出店する新規事業者に対しまして、最大12か月間、月額10万円を限度として家賃の3分の1を補助するというものでございます。

家賃負担という固定費を支援するということで、小売業、飲食業、サービス業など不特定多数の方が来店するような多様な業態の参入を促進し、魅力ある空間を創出するということは、中心部や商店街の活性化に寄与するものと認識しております。

○金谷委員 家賃補助、なかなか魅力的な事業とは思いますが、それでは、この補助金、過去3年間、どのように使われているのか、実績をお聞かせください。

○小松経済部経済交流課主幹 本事業は、平成23年度から開始しており、令和6年度までの交付実績は142件となっております。過去3年間の実績といたしましては、令和4年度は5件、令和5年度は12件、令和6年度は6件となっております。

なお、コロナ禍の令和2年度は7件、令和3年度は3件、令和4年度が5件となっており、コロナ禍よりも多くなっている状況となっております。

○金谷委員 それで、補助を出してきた、新しくお仕事をスタートさせたという事業者、現在まで継続しているのかどうか、その状況についてお聞かせください。

○小松経済部経済交流課主幹 令和6年度まで、73件の店舗が廃業、もしくは郊外へ移転しております。補助対象事業者の継続率は、中心市街地エリア全体で約49%となっております。

なお、直近3年間、令和4年度から令和6年度までの継続状況で見ますと、新規の出店者数が23件に対しまして退店件数が2件となっており、約91%の事業者が継続して営業等をしております。

○金谷委員 約5割くらいという時期があったけれども、直近では9割以上が継続営業していると

ということで、これがさらに継続していただけるのであれば、かなりのこの補助の意味があるなというふうには思います。

この補助金とともに、業務委託もしていますよね、事業委託、250万円ですね。その内容についてお聞かせください。

○小松経済部経済交流課主幹 空き店舗出店促進支援事業委託業務につきましては、中心市街地出店促進補助金の交付対象となる空き店舗の情報収集や出店支援に係る相談業務のほか、フォローアップとして、補助金の交付を受けた出店者に対して、事業の実施状況について確認し、必要に応じて、経営相談の実施ですとか、各種相談機関につなげていくといった事業内容となっております。旭川商工会議所に委託し、実施しているものでございます。

○金谷委員 商工会議所さんが委託によってこの事業を、経営相談をしていただいたり、その前の段階で出店できる空き店舗の情報なども収集しているということが分かりました。

それでは、買物公園沿いっていうところをちょっと注視していきたいと思いますが、現在の買物公園沿いの道路で、空き店舗の状況について分かっていますか。

○小松経済部経済交流課主幹 補助対象となります買物公園沿道の空き店舗の状況の推移についてでございますが、過去5年間の3月末時点の状況で申し上げますと、令和3年は、営業可能な店舗が122店舗、このうち、営業している店舗が102店舗、空き店舗率が16.4%、令和4年は、営業可能な店舗が122店舗、このうち、営業している店舗が99店舗、空き店舗率が18.9%、令和5年は、営業可能な店舗が121店舗、このうち、営業している店舗が100店舗、空き店舗率が17.4%、令和6年は、営業可能な店舗が123店舗、このうち、営業している店舗が99店舗、空き店舗率が19.5%、令和7年は、営業可能な店舗が121店舗、このうち営業している店舗が99店舗、空き店舗率が18.2%と把握しておりまして、ほぼ横ばいとなっております。

○金谷委員 買物公園沿いの店舗で約2割くらいが空いているということなので、本当に、こういう状況ですと、横ばいということでは伺いましたけれども、買物公園沿いを通行している市民から見たときに、かなり空いているなというふうに見えてしまっても仕方がない状況だなということが分かりました。

業務委託の中で、商工会議所さんがフォローアップを行うということでもあります。具体的にどのような取組なのか、伺いたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長 当該委託業務では、専属のスタッフを配置いたしまして、空き店舗の情報収集や出店相談対応等を行っております。また、補助金の交付を受けた出店者に対し、事業実施の状況について1年に1回以上確認を行い、必要に応じて相談機関を案内するなど、旭川商工会議所が実施する経営相談につなげるなど、出店者の事業継続に資する支援を行っております。

○金谷委員 そうすると、このフォローアップも含めて、新規の事業継続に対して効果があるというところで、先ほども直近3年間ではかなりの割合の事業者が継続に至っているということが分かりました。

この補助金を活用した事業者の反応はどうでしょうか、分かっている範囲でお聞かせください。

○住吉経済部経済交流課長 当該補助金を活用した事業者からは、家賃負担が軽減されたことで、浮いた資金を運転資金や広告宣伝、あるいは魅力的な店舗づくりのための資金に充てることがで

き、経営が不安定な立ち上げ時期の大きな支えとなったとのお声をいただいております。また、制度の要件の一つである商店街等、組織への加入等を通じて、近隣店舗との良好な協力体制が築かれ、地域の一員として経営の安心感につながっているという声も届いております。

本市といたしましても、当該補助金が単なる個店の資金助成にとどまらず、新たな挑戦者が中心部に根づき、次なるにぎわいの担い手へと成長していくための呼び水になっているものと捉えております。

○金谷委員 10万円を上限で12か月ですので、120万円ということで、これは本当に大きいのではないかというふうに思います。ただ、その後というのも難しいですね。そこを、また、どう考えていくのかということも、事業の今後の考え方、検討する必要もあるかもしれません。

この補助金の予算における過去5年間の執行の状況について伺いたいと思います。

不用額はありますか。

○住吉経済部経済交流課長 予算額における当該補助金の執行状況につきまして、過去5年間の執行状況ということでございますが、令和2年度は、予算現額661万1千円に対し、支出額は558万6千円で、不用額が102万5千円、令和3年度は、予算現額608万1千円に対し、支出額は307万4千円で、不用額が300万7千円、令和4年度は、予算現額588万4千円に対し、支出額は207万5千円で、不用額が380万9千円、令和5年度は、予算現額502万2千円に対し、支出額が431万2千円で、不用額が71万円、令和6年度は、予算現額620万円に対し、支出額が599万8千円で、不用額が20万2千円となっております。令和2年度から令和4年度までは、コロナ禍の影響により出店希望者が減少したことで不用額が生じましたが、新型コロナが5類に移行した令和5年度以降は、出店希望者が増加に転じており、不用額も減少しております。

なお、当該補助金は、予算の範囲内で交付することとしておりますが、これまでも予算額を超える申込み見込みがあった際には、補正予算を編成し、意欲ある出店希望者への支援に努めてまいりました。

○金谷委員 コロナ禍以降は大体使っているというところで、残ってはいない、また、それに対して、予算範囲内ではなく、それを超える場合についても補正で対応しているということが分かりました。本当に、そうしていただきたいというふうに思います。

この補助金、より多くの事業者を活用していただき、中心市街地の活性化、空き店舗が減ることが大事だと思います。さらなる周知の必要があると思いますが、それに対してどう考えているのか、考えをお聞かせください。

○住吉経済部経済交流課長 中心市街地出店促進補助金につきましては、現在、市ホームページや広報誌に加え、空き店舗出店促進支援事業を受託している旭川商工会議所や市内の不動産会社を通じて周知を行っております。また、今年度は、地域おこし協力隊が緑橋ビル商店街振興組合と連携し、空き店舗の見学ツアーや活用方法の紹介、出店相談会を実施した結果、2件の入居希望につながりました。この取組を契機に、商店街側でも空き店舗を紹介するホームページを作成するなど、主体的な周知の動きが生まれており、効果的な手法であると認識しております。

今後につきましても、効果の認められた取組を継続するとともに、関係機関や商店街、地域おこし協力隊等との連携をさらに強化し、より多くの事業者にも本制度を活用いただけるよう周知の充実

に努めてまいります。

○金谷委員 今年度の努力もあって、さらに2件の入居希望につながったということで、引き続き、そういった努力をして、より多くの方々に知っていただいて、これを使っていただくということを行うということが分かりました。

出店促進補助金、これを活用していただくことは、中心市街地の商店街振興にもつながっていくと思います。

今後、この事業をどのように進めていくのか、お聞かせください。

○住吉経済部経済交流課長 本事業は、中心市街地の空き店舗解消を図るとともに、出店者が継続して営業できるよう、1年間にわたる家賃補助や開店後の経営状況のフォローアップを行うものであり、本事業があることで中心市街地への出店を決めたという出店者もあります。対象エリア内には、平和通商店街振興組合や、先ほど御答弁いたしました緑橋ビル商店街振興組合、銀座商店街振興組合をはじめとする多くの商店街等がございます。こうした商店街等の振興は、その地域に住む人々の生活にとっても欠かせないものであるとともに、本市の商業振興や都市の魅力を形づくる上で重要な役割を担っており、本市といたしましても支援していくべきものと考えております。

今後につきましても、関係機関や各商店街や商店会、地域おこし協力隊等と協議、連携し、市民生活の充実や意欲ある事業者の挑戦を後押しするとともに、効果的な制度の見直しなどを図ることで、中心市街地における商店街振興や活性化を推進してまいりたいと考えております。

○金谷委員 お示しいただいたように、周知に力を入れると、また、今やっていることについても、制度の見直しも図っていくことで活性化の推進に努めるということでお伝えいただきました。

市政方針では、(9)女性・若者対策の部分において、経済的自立を後押しするというふうに市長は述べました。特に、この女性・若者支援としての検討を経済部としても頭に入れた上で様々な事業を考えていく必要がありますので、今回のこの事業も、一応、1年限りということで組立てがされているわけですが、こういったところも含めて、今後、検討材料としては、女性・若者支援については、基準を設けて、1年ではなくて、その部分については、2年目以降も、補助基準の引下げもしながら、でも、継続をして、さらに力を入れていってはいかががかと思います。数年間補助するようなことも考えていただきたいと思いますので、これは指摘して、この部分については終了したいと思います。

続きまして、スタートアップ伴走支援費について伺っていききたいと思います。

若年層向けの起業家育成事業、この事業についての概要をまず伺います。

○後藤経済部産業振興課長 本事業は、旭川若者起業家育成プロジェクトと未来の起業家を育てる起業体験等プログラムで構成されており、中学生から大学生までの若い世代を対象に、地域課題や地域産業をテーマとしたワークショップや講座を通じて、課題をビジネスの視点で考える力や主体的に行動する力を育むことを目的として実施するものであります。

具体的には、中学生、高校生を対象に、地域課題をテーマとした商品やサービスの企画づくりなどを行う起業体験プログラムを実施するとともに、高校生や大学生等を対象に、起業家や専門家との交流を通じて課題解決型のビジネスプランを考えるアントレプレナーシップ教育プログラムを実施しているところであり、その予算額は合わせて900万円となっております。

○金谷委員 若い世代に対して起業家育成を行う、これがちょっとぴんとこないのですが、これは

なぜ必要なのか、どのように考えているのか、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 近年、アメリカやヨーロッパなどでは、若い世代が、社会課題をビジネスの視点で捉え、主体的に行動する力を育てるアントレプレナーシップ教育が広く行われております。また、日本国内においても、令和4年度から高等学校で総合的な探究の時間が必須化されるなど、課題を自ら設定し、解決していく力や主体性を育む教育が進められているところであります。また、文部科学省と経済産業省が連携し、アントレプレナーシップ教育の普及を図り、児童生徒や学生等がアントレプレナーシップ教育を受講しやすい環境を構築することを目指すとしているほか、神戸市や福岡市などの自治体においては、高校生や大学生を対象に、地域課題をテーマとしたビジネスアイデアづくりや起業体験プログラムなどが実施されており、若者の主体性や課題解決力を育てる取組が進められております。

本市におきましても、若者が地域の産業や地域課題に触れながら新しい価値を生み出す視点や主体的に行動する力を育むことは、将来の地域産業を担う人材育成の観点から重要であると考えております。

○金谷委員 課題を自ら設定し、解決していく力を育む教育、地域課題をテーマとしたビジネスアイデアづくりや起業体験、人材育成、そういったことを述べていらっしゃるのですが、それと、旭川市の中での若者向け起業家としての育成事業、ちょっと、それが直接的につながるようなイメージがなかなか湧かないわけですが、若者の起業家育成というよりも、いきなり起業ではなくて、まずは就職支援が先ではないのかと思うのですが、見解を伺いたいと思います。

また、この事業、費用対効果についてはどうなのかも伺います。

○後藤経済部産業振興課長 委員の御指摘のとおり、若者の就職支援は大変重要であり、本市におきましても、企業説明会の開催や地元企業とのマッチングなど、若者の就業機会の確保に向けた取組を進めているところであります。

一方で、本事業は直ちに起業を促すことを目的としたものではなく、若い世代が、地域課題をテーマに商品やサービスのアイデアを考えるワークショップなどを通じて、課題を自ら考え、主体的に行動する力を育む教育的な取組であります。こうした取組は、将来の進路としての起業や新しい事業づくりといった可能性も含め、若者が多様な働き方やキャリアの選択肢を考える機会につながるものと考えております。また、地域企業においても、新たな商品開発や事業づくりなどに挑戦できる人材が求められており、本事業で身につく力は、企業に就職した場合においても新しい価値を生み出す取組につながるものと考えております。

未来の起業家を育てる起業体験等プログラムの効果につきましては、単年度の参加人数のみで評価するのではなく、参加者一人一人の課題やアイデアに寄り添った伴走支援を行うことで、若い世代が、地域課題に向き合い、主体的に行動する経験を得ることによって、将来の起業や地域企業における新規事業の担い手など、地域経済を支える人材の育成につながる取組であると考えております。令和8年度におきましては、高校生以上の学生を対象に少人数制による実践型のプログラムを実施する予定であり、こうした観点から、将来の地域経済を担う人材への投資として意義のある取組であると考えております。

○金谷委員 まあ、効果については考えていないというような答弁にも聞こえます。

これまでの取組においても、ある程度の事業費用をかけながら、そこに参加する若者の数は十数

人というような内容なのではないでしょうか。それによって、果たして、地域経済を支える人材の育成につながる、そこまで言い切れるとはなかなか思えないわけであります。

市として、若者の職業、これをしっかりと成長していけるような取組、職業意識、そこが持てるというようなことについて、この事業は果たして効果があるのでしょうか、お考えをお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 本市におきましては、若者が地域の企業や産業、地域課題に触れる機会を持つことにより、将来の仕事や働き方について主体的に考えることが重要であると認識しております。

こうした考えの下、旭川工業高等専門学校等と連携し、地元企業を知る機会を設けるなど、若者が地域の産業や企業の取組に触れる機会づくりにも取り組んでいるところであります。

本事業におきましても、地域課題をテーマとしたワークショップや講座を通じて、若者が、地域社会との関わりを意識しながら、自らの進路や働き方について考える機会を提供しているところであります。

○金谷委員 この事業によって、費用対効果はなかなか述べられなかったんですけども、では、どのような効果を見込んでいるのでしょうか、伺いたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 本事業を通じて、若者が地域課題や地域産業に触れる機会を持つことにより、より地域産業への理解を深めるとともに、将来の仕事や働き方について主体的に考えるきっかけになるものと考えております。また、地域課題をビジネスの視点で考える取組を通じて、課題を自ら考え、主体的に行動する力を育むことが期待されます。こうした取組を積み重ねることにより、将来的には、地域課題の解決につながる新たなアイデアや事業の創出につながるとともに、地域産業を担う人材の育成や地域経済の活性化につながるものと考えております。

○金谷委員 この事業によって、それでは、実際、起業する人が出るとお考えなのか、伺いたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長 本事業は、直ちに起業する人を増やすことを目的としたものではなく、若い世代が、地域課題をビジネスの視点で捉え、自ら考え、行動する力を育むことを目的とした教育的な取組であります。こうした取組を通じて、将来的に起業や新たな事業づくりに挑戦する人材が生まれる土壌づくりにつながるものと考えております。また、こうした経験や考え方は、企業に就職した場合においても新しい商品やサービスの開発などに挑戦する人材の育成につながるものと考えております。

○金谷委員 なかなか、どうも、御説明していただいてもぴんとこないというままでありますが、900万円を、新年度、かけて、数人の若者に、今お示しいただいたような、開発、サービスなど挑戦する人材の育成、そこにつながるのだというふうに言っておられるのですが、人材育成とか、そういったところの技術を学ぶとか、そういうような職業支援の取組としては、これ以外にも幾つかの事業費を持っているんですけども、それぞれがもう20万円とか50万円とか、非常に低い数字なわけなんですね。それと比べて、これ、900万円をかけて本当に価値がここで出るのかというところは、やはり変わらず疑問を持ち続けております。

そのことはお伝えしておきまして、この事業、若者というところではありますが、若者だけではなく、女性、若者っていうのが市政方針で出てきております。所得向上に向けても、経済的自立を後

押しする取組を行う、それを考えますと、スタートアップ、創出っていうところでは、誰もが夢に向かって挑戦できる環境づくりを進めたい、そういうことなんですけれども、若者だけに、これ、特化している事業に見えますけれども、こういったことを含めましても、なぜ若者だけではなく、女性もこの支援の対象として組立てをしなかったのかなあと、この市政方針を見ますとやや疑問が残るわけです。

そういったことについてお考えはないのでしょうか。

○後藤経済部産業振興課長 委員の御指摘のとおり、起業や新たな事業づくりを支える取組につきましては、学生だけでなく、女性や社会人を含めた幅広い層への支援が重要であると認識しております。

本市におきましては、若年層を対象とした取組のほか、創業を目指す方や、創業後間もない事業者に対するスタートアップ支援補助金、特定創業支援等事業による各種優遇措置のほか、旭川産業創造プラザや旭川商工会議所、あさひかわ商工会などの関係機関と連携し、創業塾、創業セミナーなど、社会人を含む創業希望者全般を対象とした支援に取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、若年層向けの育成に加え、女性や社会人を含めた多様な人材が起業や新たな挑戦に踏み出しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○金谷委員 若者だけではなく、女性も含めて挑戦できる環境づくりをする、そういうふうに一応は言っていました。

この本事業、理念、そして目的、そこが、はっきりと、どうも、何度聞いてもよく分からないんですけれども、その部分について御説明ください。

○後藤経済部産業振興課長 アントレプレナーシップ教育は、単に起業家を増やすことを目的とするものではなく、主体性や課題解決力、挑戦する姿勢を持った人材を育成することで、地域企業の新規事業や地域課題の解決に挑戦する人材を育てる取組であります。

人口減少や後継者不足が進む中、地域経済を支える企業においても、既存事業の維持だけではなく、新たな事業や価値を生み出す人材の育成が重要な課題となっております。また、AIやデジタル技術の急速な進展により、従来の業務の一部が自動化される一方で、課題を発見し、新しい価値や事業を生み出す力を持つ人材の重要性が高まっていると言われております。こうした人材は、起業だけではなく、地域企業の中で新しい事業を生み出す企業内起業家としても地域産業の発展に寄与するものであり、地域経済の持続的な発展という観点からも重要であると考えております。

令和8年度には、旭川市立大学に地域創造学部が開設され、地域づくりを担う人材育成が進められることから、本市としまして、大学や地域企業と連携しながら、地域経済を担う人材の育成という観点で引き続き取り組んでまいります。

○金谷委員 大学新学部との連携というところについては、十分可能性もありながら、価値もあるかなと。そこは御説明を聞かせていただきましたけれども、やはり、この事業、効果と、そして参加者の人数、そこからのその後の結果、実績、そういったところがやはり御説明を聞いていまして、弱いように感じるんですね。若者についての経済的自立の後押しというところでは、割には、実際、内容がそこまでいいように見えます。

理想が高いのは分かりました、非常に。海外の事例ですとか、国内においては大都市圏のところでの学びとか、そういったところを十分頭に入れてこれを構築したよってというのは分かったのです

が、900万円の予算をかけてのこの効果については、やはり検証をしっかりとしなきゃいけないと思うんですね。

新年度、組立てした中に女性の部分も考えるということも答弁されましたので、市長の市政方針の女性・若者ってところで、この誰もが夢に向かって挑戦できる環境をつくり、経済的自立の後押しをするということが本当にできているかという視点で、事業のその後の結果について検証していかなければならない、そのように指摘をさせていただきまして、この部分は終了していきたいと思います。

最後の項目です。経済部、最後ですね。

旭川まちなかしごとプラザ事業費ですね。旭川まちなかしごとプラザの目的、そして、予算についてお示してください。

○小島経済部次長 旭川まちなかしごとプラザは、求職者の就職支援を促進するため、利便性の高い市中心部におきまして、ハローワークや北海道が運営するジョブカフェなどの関係機関と連携をいたしまして、就職相談や職業紹介などの就職支援を行うものでございます。

令和8年度の予算額は1千426万3千円となっておりまして、その内訳といたしましては、フィール旭川の賃借料が831万6千円、会計年度任用職員の人件費が547万9千円、その他、利用者の駐車場使用料などで46万8千円となっております。

○金谷委員 それでは、このまちなかしごとプラザの各施設、概要についてお聞かせください。

○小島経済部次長 まず、国の施設でございますハローワークまちプラコーナーでは、職業相談及び職業紹介、紹介状の発行並びに職業訓練及び研修会などの情報提供を行っております。

旭川市職業相談室は、相談者の状況に応じて、まちなかしごとプラザ内の各機関に誘導をするほか、生活や就労に関する相談、それから、U・I・Jターン等の情報提供を行っております。

ジョブカフェ・ジョブサロン旭川、それからマザーズ・キャリアカフェ旭川は、個々の状況に合わせて専任相談員による就職活動の総合的なサポート、応募書類の書き方や面接マナーなどの各種セミナーの開催や、自分に向いている仕事をチェックする検査の実施、個別カウンセリングなども行っております。

あさひかわ若者サポートステーション、あさひかわサポステ・プラスは、働くことに踏み出した若者を対象とし、個別相談や各種セミナー、職場見学や職場体験等を通じて、本人や家族だけでは解決が難しい働き出す力を引き出し、職場定着までの全面的なバックアップを行っております。

それから、もう一つ、トライアルワークセンターでございますけれども、これは、求職者とこの圏域の中小企業を、トライアルワーク、最終的には常用の雇用を出口とした就労体験でございますけれども、そういったような形でマッチングをし、地域中小企業の人材獲得につなげているところでございます。

各機関の連携につきましては、市は、労働局との協定により、まちなかしごとプラザの管理運営業務を担っており、実質的に受付窓口として施設間の誘導等を実施しているほか、ジョブカフェの運営主体でございます北海道とは、覚書により受付・案内補助を実施しております。また、若者サポートステーションは国の委託事業として、それから、トライアルワークセンターは旭川信用金庫の事業として実施をしているところでございます。

○金谷委員 まちなかしごとプラザ施設、全体の利用数の実績、過去3年間についてお聞かせくだ

さい。

○小島経済部次長 隣接施設も含めました旭川まちなかしごとプラザ全体の利用件数につきまして、過去3年間の実績で申し上げますと、令和4年度の利用件数が1万3千511件、令和5年度1万3千355件、令和6年度1万1千730件となっております。

○金谷委員 今お示しいただきました利用者の延べ件数のうち、それでは、若者を対象とした施設であるジョブカフェ、そして、若者サポートステーションの利用件数について、また、女性の利用割合についてもお聞かせください。

○小島経済部次長 まず、ジョブカフェの利用件数、女性の利用割合について、過去3年間の実績で申し上げますと、令和4年度の利用件数が1千832件、そのうち女性の利用割合が約55%、令和5年度の利用件数が1千591件、そのうち女性の利用割合が約53%、令和6年度の利用件数が1千671件で、女性の利用割合が約58%となっております。

次に、若者サポートステーションの利用件数につきまして、過去3年間の実績で申し上げますと、令和4年度の利用件数が1千672件、令和5年度が1千660件、令和6年度が1千398件となっております。女性の利用割合につきましては、各年度における新規の利用者に占める女性の割合ということで申し上げますけれども、令和4年度が約49%、令和5年度が約64%、令和6年度が約48%となっているところでございます。

○金谷委員 約半分ぐらいということでは利用されているということですが、女性、若者への支援、これを、就職支援といいますか、職場支援に当たり、どのような課題や特徴があると思っているのか、それについてお聞かせください。

○小島経済部次長 ジョブカフェ旭川の実施主体は北海道、それから、あさひかわ若者サポートステーションの実施主体は国でございまして、それぞれの機関に課題について伺ったところ、女性を含めた若者の早期離職の問題ということのほか、社会的・心理的要因から一步を踏み出せない若者も多く、支援に要する期間が長期にわたること、それから、相談内容が多様化していることなどが挙げられ、丁寧なカウンセリングの実施や、地域、関係機関同士の切れ目のない支援が必要であるというふうに聞いているところでございます。

○金谷委員 北海道と国が実施主体であるために、市としては、この女性、若者への支援について、あくまでも独自で考えているわけではない、調査しているわけでもない、あくまで聞いているという範囲にとどまっているのではないかというふうに思います。市政方針からはかなりずれているのではないかと思います。

市として、独自にも、この女性、若者の就職・職業支援、ここの取組が必要ではないかと思うわけですが、考え方がありますか。

○小島経済部次長 まず、若者の就業支援につきましては、あさひかわ若者サポートステーションが主体となり実施しているところでございますけれども、本市におきましても、行政機関、教育関係機関、就労支援機関、経済団体で構成しております若者自立支援ネットワーク会議というのを主宰しているところでございまして、各関係機関の連携協力体制を構築することにより、今後におきましても、女性を含めた若者の就業支援に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、特に女性に着目した就業支援につきましては、女性活躍推進課におきまして、今年度、女性の働き方スキルアップセミナーや女性デジタル人材育成事業、ITステップ旭川2025などの取組

を行ってきたところでございます。

いずれにいたしましても、委員の御指摘のとおり、人手不足というようなことも深刻になってきてございます。民間企業においては、省力化の推進、それから外国人労働者の活用のほか、女性や若者とといった貴重な人材を有効に活用することが重要であるというふうに考えておりますので、本市といたしましても関係機関と連携しながら必要な取組を推進してまいります。

○金谷委員 今、お示しいただきました女性活躍の部分につきましては、新年度予算としては、女性デジタル人材育成、これ、前半の分科会でもやらせていただきましたけれども、実際に事業費は半減するくらい減らされているということなんですよ。

考えられる理由としては、ニーズ把握ができていないために応募が少ないということがあって事業費を減らしたというようなことが分かっているわけなんですけれども、それを考えても、お聞きしてきたのはなぜかと申しますと、やはり、経済的な自立、経済的政策、支援というところを考えたときに、やはり、これは、これまでの事業も含めて、専門的に扱ってきた経済の部分での視点が欠かせない、まあ、これまでの実績も持っていらっしゃると思いますので、そこに、こういったところの女性、若者とといった貴重な人材をきちっと支援していくっていう、そういったところをやっていかなければ、やはり、この市政方針で言っているような部分は実現していかないのではないか、この組立てが令和8年度予算の考え方としてどうだったのかなというふうに思っております。

経済部にお聞きをしておりますので、中心市街地来街環境整備費やスタートアップ伴走支援費、そして職業相談というところでは、まちなかしごとプラザについて質疑をさせていただきましたけれども、若者、女性の経済的自立支援に対する総括的な考えを伺いたいと思います。

○三宮経済部長 金谷委員からは、中心市街地商店街振興、起業支援、職業相談支援について御質疑をいただき、各課長からそれぞれの事業の目的や今後の取組等について答弁をさせていただきました。

地域の活力を維持、強化するためには、多様な人材の力を引き出すことがますます重要になってきておりまして、特に、女性や若者は地域づくりを担う重要な存在と言われております。本市の人口減の要因の一つにも若者や女性が仕事を求めて市外に流出するという課題がありまして、経済的自立を支援していくということは非常に重要なことだというふうに認識をしております。

本市の経済施策におきましては、それぞれの事業におきまして、支援をする対象者、また支援の要件、それから期間など、様々な切り口から検討して、どの切り口で考えるのが効率的、効果的な事業になるかといった視点でいつも構築をしております。その中で、例えば、先ほど答弁させていただきました中心市街地への出店補助につきましては、中心市街地への誘導や立ち上がりの時期の経営リスクの軽減ということを主な目的としておりますが、この場合に、若者や女性、あるいはシニアなど、出店者の属性によって差を設けていないところです。

これは、開業した後は、市場経済において、事業が順調に成長し、持続していくためには、商品やサービスが優れていることがまず重要であるというふうに考えておりまして、そのときに、出店者の属性は関係性が薄いのではないかとといった認識から、これまで一律に扱ってきたものであります。むしろ、補助対象の期間や対象とする建物が適当かななどの現状の制度とは違った切り口で検討の余地がまだあるものということで検討を重ねてきましたが、今回の質疑を通して、女性、若者、そういった属性で差をつけるというのも一つのアイデアなのかなというふうに捉えました。そ

ういったことも含めて、さらに検討していきたいと考えております。

また、職業相談や就職支援、スタートアップ支援につきましては、一律に実施する方法というの
はありますけども、やはり、若者や女性というターゲットを絞って実施するというのも効果的な
手法であるというふうに思っています。

その中で、先ほど質疑がございましたけども、例えば、若者の起業のために900万円を使っ
ている、それが効果的なのか、これから検証していかなければというお話がございましたけども、確
かに、このお金が高いものになるか、安いものになるか、それは、若い人たちが夢に向かって挑戦
できる、わくわくするまちをつくっていくために、我々としては必要な検討のお金だというふう
に考えています。それが結果として実を結ぶようにしっかり頑張っていきたいというふうに思っ
ております。

いずれにいたしましても、若者や女性が、生きがいと、また、経済的にも自立をして生活してい
くためには、経済部だけの支援ではなく、様々な福祉的な支援も含めて、多面的に取り組むことが
必要であると考えております。新年度からは、機構改革によりまして、こども・女性・若者未来部
が創設され、女性や若者の活躍について一体的に所掌する部ができます。そういったところと、経
済部としても改めて協議、連携をしながら、政策の優先順位を考慮しながらも、地域経済の活性化
につながるような事業をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○金谷委員 今お示しいただきましたように、新年度からは確かに新しい部が創設されていくとい
うことであります。そして、市政方針の中でも、女性、若者というところで市長が言及しておりま
す。その割には、今回、若者というところと女性というところで事業の内容も確認してきたわけ
ですけれども、前半、後半を含めて、とはいえ、実際に、そう言いながらも女性活躍の部分は事業費
が減っている現状も分かりましたし、今までの継続事業を含めて、じゃ、経済的自立というところ
をうたっている中で、どのような事業を展開していくのか、新年度っていうのを見せていただき
ました。

今日は、その部分について、3事業を含めて細かくお聞きをしてきたわけですが、なかなか、そ
の中で、女性、若者を支援しますと言う割には、名ばかりで事業内容は十分ではないように、その
視点は、何か、なかったのかなあというふうに思うんですね。市長はこのように言っても、実
際、現場はそうではないのかなと。で、行革のほうの指示も経済部にはなかったというのも確認し
ていますし、だから、ちょっとその辺、言うのは簡単だけれども、実際、組み立てるっていうのは
非常になかなか厳しくて難しいところなんですよ。

だから、ぜひ、経済部に対しましては、今日、るる質疑させていただきました内容をしっかり受
け止めていただいて、市長の言うところの、若者だけではない女性のところも、足りないところは
入れたりしなきゃいけないし、本当に経済的自立なくして人権なしですからね。そこが最も大事で
あり、一番大事な部分を、そういう意味では担っていただいているというふうに思いますので、部
長答弁をもって、私の質疑は終了させていただきます。

○江川委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願いま
す。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時54分